県有施設のあり方見直し 最終報告

令和3年3月25日 (令和3年10月12日改定) 群馬県

目次

I	県有施設のあり方見直しについて	1頁
II	見直し対象施設	1頁
Ш	各施設の見直し検討結果	
1	1 群馬県民会館	3 頁
2	2 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	7 頁
3	3 ぐんまフラワーパーク	12 頁
4	4 敷島公園水泳場	16 頁
5	5 県立図書館	19 頁
6	6 県立妙義青少年自然の家	22 頁
7	7 ぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)	25 頁
8	8 群馬県憩の森・森林学習センター	28 頁
ç	9 緑化センター・緑化センター附属見本園	32 頁
1	0 群馬県ライフル射撃場	35 頁
IV	今後の展開	38頁
٧	資料編	
1	1 検討の経過	39 頁
2	2 県有施設のあり方見直し委員会	40 頁
3	3 施設の基本情報(個票)	48 頁

Ⅰ 県有施設のあり方見直しについて

少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など、地方財政をめぐる環境は厳しさを増している。 また、多くの県有施設が設置から長期間経過し、施設を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、 施設に対する県民の利用需要も変化している。

こうした厳しい財政状況や社会情勢の変化を踏まえ、県有施設について、その必要性を改めて検 討し、運営形態の見直しや、廃止、縮小を含めて施設のあり方を見直すこととした。

令和元年 11 月から見直し対象施設の検討に着手し、令和 2 年 2 月に見直し対象施設 10 施設を決定した。

その後、施設の現地調査などを経て令和2年10月に「県有施設のあり方見直し中間報告」を公表した。

本最終報告は、中間報告の公表後、県議会の決議(「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する 決議)や、関係市町村や関係団体との意見交換等も踏まえ、各施設の今後のあり方について、方向 性を取りまとめたものである。

なお、見直しの検討にあたっては、外部の有識者で構成する「県有施設のあり方見直し委員会」を令和元年 12 月に設置し、県が決定した見直し対象施設の選定案や、見直しの方向性の案について、専門的見地や県民の視点から意見を聴取した。

Ⅱ 見直し対象施設

全91 施設を対象に基礎調査(施設概要、管理運営コスト、利用状況等)を実施し、基礎調査の結果を基に抽出した22 施設へのヒアリングを実施した。

次の視点から検討を行い、見直し対象とする 10 施設を決定した。

①県の支出超過が大きいもの

過去5年間(平成26年度~平成30年度)の平均で5千万円以上

②近い将来に多額の改修費が見込まれるもの

今後10年間(令和2年度~令和11年度)で5億円以上

③他県の見直し事例などから、民間活力の活用等が見込まれるもの

④利用者数が低迷しているもの

過去 20 年間(平成 11 年度~平成 30 年度)で最多年度の利用者数と比べて、現在(平成 26 年度~平成 30 年度)の利用者数が 75%以下

◆ 見直し対象施設一覧

No.	施設名	①収支 H26~H30 平均(千円)	②改修費 (千円)	③他県における 見直し事例等 (民間活力の活用ほか)	④利用者数 減少率
1	群馬県民会館	▲121,273	3,009,008	_	69.6%
2	群馬県総合スポーツ センター伊香保リンク	▲148,606	576,547	_	55.3%
3	ぐんまフラワーパーク	▲176,369	2,000,000	施設のリニューアル、 民間譲渡	56.7%
4	敷島公園水泳場	▲352,021	7,880,000	PFI による整備	89.6%
5	県立図書館	▲326,410	18,020	_	53.9%
6	県立妙義青少年自然の家	▲ 64,458	134,493	指定管理者制度	68.4%
7	ぐんま総合情報センター (ぐんまちゃん家)	▲210,502	_	_	71.1%
8	群馬県憩の森・ 森林学習センター	▲20,369	1,000	設置なし、指定管理者 制度	96.0%
9	緑化センター・附属見本園	▲28,597	_	廃止、指定管理者制度	85.2%
10	群馬県ライフル射撃場	▲ 4,960	969,590	_	88.2%

Ⅲ 各施設の見直し検討結果

1 群馬県民会館

(1) 基礎情報

〇 所在地

前橋市日吉町一丁目 10-1

〇 設置目的等

県民の福祉の向上と文化の発展に資するため、県が明治 100 年事業の一環として、昭和 46年に設置した。

〇 現在の運営方法

指定管理者 (群馬県民会館管理共同事業体)

(2) 現状・課題

○ 多大な財政負担

建物・設備の老朽化が著しいことなどから、平成27年度に外部有識者を構成員とする「群馬県民会館のあり方検討部会」を群馬県文化審議会に設置し、今後の活用方針を検討した結果、必要な改修工事を行い、施設を維持していく方向性が示された。

これに基づき、大規模改修の計画が進められ、平成 30 年度から令和元年度にかけて行われた大規模改修実施設計では、約 30 億円の改修費用が必要とされた。

項目	工事の詳細	金額
安全性の確保	・耐震補強、法令への適合(吊り天井の解消)	889 百万円
機能の維持	・集客施設性能の維持(防水機能回復、設備更新等)	1,750 百万円
(長寿命化)	・ホール性能の維持(舞台機構改修、遮音性能回復)	
利便性・快適性	・鑑賞環境の改善(鑑賞スペース・音響改善、大ホール段床化)	293 百万円
の向上	・バリアフリー推進等(車イス席増設、トイレ洋式化)	
工事監理費	-	77 百万円
合計	-	3,009 百万円

ただし、この30億円の改修費用をかけても改善できない様々な課題が残る。

例えば、駐車場不足を解消するためには、立体駐車場では費用が 10 億円以上かかることに加えて、近隣への日照の問題が生じる。平面駐車場にすれば費用は抑えられるが、台数不足が解消できない。

また、音響の改修工事を行ったとしても、多目的ホールとしての音響改善にとどまり、コンサートホールのような音響は実現しない。

さらに、施設が段差を多用した構造であるため、エレベーターやスロープは設置しているが、車いす利用者や高齢者の移動の負担が多く、一部のトイレの入口については段差が解消できないなど、完全なバリアフリー化も困難な状態である。

加えて、施設の運営費として、毎年1億円以上の費用が必要である。

◆ 令和元年度決算額 歳入()

歳入(ネーミングライツ料等) 10,756 千円 歳出(指定管理料等) 133,709 千円

収支 ▲122,953 千円

○ 利用状況の変化

大ホールの年間利用者数は、設置当初は年間 30 万人以上で推移し、平成元年度には年間 40 万人を超える利用者数があった。しかし、平成 10 年以降は年間 20 万人程度の利用となっており、ピーク時の半分程度まで減少している。

また、利用目的としては、プロのアーティストのコンサート等による利用の占める割合が 大きくなる一方で、県民による音楽発表等での利用は大きく減少している。

◆ 利用目的別の利用者数

種別	昭和 47 年度~昭和 63 年度平均	平成 30 年度
音楽発表会(県民による利用)	31,663 人(9.1%)	11,600 人(5.8%)
ポピュラー音楽(プロのアーティスト)	81,500 人(23.4%)	74,157 人(37.1%)

※()内は利用者全体に占める割合

加えて、群馬県民会館で開催される県民の文化活動のうち、2千席規模のホールが必要なものは、吹奏楽コンクールなど一部の催しに限られる(平成 30 年度の実績では該当する催しは、年間で 15 日)。

群馬県民会館の設置以降、県内の多くの市町村で様々なホールが整備されてきたことにより、多くの県民にとっては身近な地元の施設での鑑賞機会が増えたことから、群馬県民会館の拠点としての意義は薄らいでいる。また、今後の人口減少を踏まえると、県民による2千席規模の利用はさらに限定的になると考えられる。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ 本県芸術文化活動の大きな拠点である群馬県民会館は、県庁所在地である前橋市に県有施設として設置している意義は大きく、また、本県経済の活性化等を目的としたコンベンション施設であるGメッセ群馬やそれぞれに個性が違う市町村ホールとは役割が大きく異なり、容易に代替できるものではない。加えて、群馬県文化審議会「群馬県民会館のあり方検討部会」での議論や基本設計・実施設計の予算案が本県議会で可決されていることは非常に重いものである。よって、本会館のあり方については、群馬県中期財政見通しや新型コロナウイルス感染症対策による支出を考慮すると、本会館の改修方針からの転換も理解できなくもないが、存続を求める県民世論の高まりに鑑み、性急に結論は出さず、幅広く県民の意見を取り入れて、慎重に検討すること。
- ・ 収支を改善するために運営方法を見直すとともに、群馬県立図書館等の敷地を含めたエリア全体の活性化について、前橋市及び関係団体等と綿密に協議すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

前橋市

令和2年10月29日に「県都前橋の活性化と群馬県の発展を考えるプロジェクトチーム (資産の有効活用に係る県・市連携プロジェクトチーム)」(以下、「県・市連携プロジェクト チーム」という)を設置し、お互いが保有する資産(公共施設・公有地)の有効かつ効率的 な活用に向けた検討を行うこととした。このプロジェクトチームにおいて、県・市連携によ り会館機能の維持が可能か、検討を進めている。

また、前橋市議会からは「『群馬県文化の殿堂』である群馬県民会館の存続を求める意見書」の提出があった。

○ 署名提出

令和3年1月25日、群馬県民会館の存続を願う会、群馬県民会館を守る会の2団体から、「群馬県民会館の存続を求める署名」の提出があった。

◆ 県集計結果

居住地	前橋市内	前橋市外県内	県外	不明	合計
筆数	12,288	7,488	640	4	20,420
割合	60.2%	36.7%	3.1%	0.0%	100.0%

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- · Gメッセや高崎芸術劇場が大規模ホールとしての役割を担えばよい。
- ・ 県立図書館と敷地を一体にすれば駐車場も増え、安全にもなるなど、より機能的、効率的 な土地利用ができる。
- ・ 前橋市が関わってくるとしても、今後も施設を継続して利用するためには、バリアフリー に対応することが難しいなどの課題が残されている。
- ・ 改修工事に 30 億円かけるということは、すぐに実行できることではないと思う。前橋市 と協議した上で、その結果を待つという方法でよいと思う。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

多大な費用をかけてまで、県有施設として将来に渡って維持し続ける必要性は低い。

群馬県民会館の設置当初と比べ、県内各地にホールが設置されるなどの環境の変化を踏まえると、全県的な文化施設としての役割は薄れている。

さらに、全県を対象とした文化事業は、県内各地のホールを活用して広域的に分散型の事業として実施することで、より多くの県民の参加が可能となる。

そのため、多大な費用をかけてまで、ハードそのものを県有施設として将来にわたって維持し続ける必要性は低いと考えられる。

ただし、署名の提出や前橋市、前橋市議会から施設の存続を求める要望があるなど、地域 にとっては一定の利用が見込まれる施設である。

○ 県・市連携による検討 < 令和3年10月追加>

県・市連携プロジェクトチームにおいて、県と前橋市が連携して会館機能を維持すること が可能か検討を行った。

令和3年9月まで検討を行い、以下のとおり、運営経費を削減しながら、求められる会館機能の維持の方策を整理した。

① 前橋市まちづくり公社による管理運営

前橋市の様々な施設を管理する(公財)前橋市まちづくり公社を指定管理者とし、同公社が管理する前橋市民文化会館等と一体的な管理運営を行うことで、群馬県民会館のより効果的・効率的な活用を図る。

② 運営経費の削減

利用する施設を大ホールとその附帯施設のみに限定すること、予約のない日は閉館とすることなどにより、運営経費の削減を図る。これまでの年間約1億2千万円の県費負担が約4割削減できる見込みである。

また、多大な費用を要する大規模修繕は行わないこととする。

③ 次期指定管理者の指定期間

次期指定管理者の指定期間は3年とし、期間中に新たな運営方法について評価を行う。

○ 見直しの方向性 < 令和3年10月改定>

大ホール及び附帯施設のみの利用に縮小し、当面の間、施設を存続させる。

大ホールは地域にとっては一定の利用が見込まれるため、前橋市と連携し、当面の間、その機能を存続させる。

運営主体については、前橋市まちづくり公社を指定管理者とし、効率的な管理運営を図る。 なお、同公社の効率的な管理運営により運営費を削減するとともに、多大な費用を要する 大規模改修は行わないこととする。

また、次期指定管理期間において、新たな運営方法について、評価を行う。

○ 今後のスケジュール <**令和3年10月改定**>

時期	内容
令和3年度	○ 指定管理者制度活用の実施方針公表
	○ 指定管理者の指定
令和4年度から	○ 前橋市まちづくり公社による管理運営
	○ 新たな運営方法についての評価

2 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク

(1) 基礎情報

〇 所在地

渋川市伊香保町伊香保 587-1

〇 設置目的等

本県のスケート競技及びアイスホッケー競技の拠点施設として、県民の体力の向上と健康の保持増進並びに競技力向上及び冬季スポーツの普及振興を図るために設置した施設である。

当初は、伊香保町により昭和 42 年に「伊香保ハイランドスケートセンター」として設置されたが、経営困難により平成 11 年 3 月末で施設が閉鎖、同年 8 月に県に移管され、今日に至っている。

県内で唯一の400mリンクと、アイスホッケー等に対応可能な屋内リンクを2つ有することから、スピードスケート及びアイスホッケー競技の選手強化や競技大会開催等に利用されている。

〇 現在の運営方法

指定管理者(公益財団法人群馬県スポーツ協会)

(2) 現状・課題

〇 収支の改善

氷の維持管理にかかる電気料金に多くの費用を要するため、年間の収支は約 150,000 千円の支出超過となっている。

平成 29 年度以降、一般利用の促進や開館日数の拡大に取り組んだことにより、平成 28 年度までの 17,000 人~18,000 人程度であった利用者数が、平成 29 年度は 43,658 人、平成 30 年度は 54,981 人となり、指定管理者の変更前に比べて約 3 倍に増加した。

また、それに伴って使用料収入も増加した(平成 26 年度 5,407 千円→平成 30 年度 15,612 千円)が、他県の施設と比較すると使用料(利用料金)収入は低い水準にあり、収支の改善を図ることができる余地がある。

◆ 他県の類似施設との比較

•				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
施設名	伊香保リンク	新潟市アイスアリ ーナ	栃木県立日光霧降 アイスアリーナ	岐阜県クリスタルパ ーク恵那スケート場
設置者	群馬県	新潟市	栃木県	岐阜県
	屋外	屋内	屋内	屋外
	400m トラック	$60\mathrm{m} \times 30\mathrm{m}$	60 m × 30 m	400m トラック
施設概要	屋内	$45\text{m} \times 14.5\text{m}$		
	• 58 m × 28 m			
	• 58m×28m)			
	屋外 11 月~2 月	通年	7月~5月	11月~2月
営業期間	屋内			
古未知 1 	第一9月~3月			
	第二10月~2月			
指定管理料	148,722	0	84,260	40,196
利用料金	_	105,587	31,718	36,088
使用料	15,612	_	_	_
市町村負担	0	0	0	47,685
自主事業収入	0	12,008	890	0
利用者数	54,981 人	118,358 人	32,647 人	82,282 人
		太陽光発電の売電		夏はインラインス
備考		収入が光熱費を上		ケート、フットサ
		回る。		ル等で利用

- ※ 施設設置者のホームページ等の公表資料から作成 (一部の施設は聴き取りを実施)
- ※ 金額は平成30年度決算額

○ 施設の修繕・改修

施設全体として老朽化が進行し、多額な修繕・改修費用が必要な施設である。

直近 10 年間での主な改修工事としては、屋外リンクアイスマット交換工事(平成 22 年度:67,200 千円)、屋内第一リンク改修工事(平成 22・23 年度:347,497 千円)、冷凍機システム更新工事(平成 26 年度:492,891 千円)などがあり、これに加えて細かな修繕等もあるため、毎年度修繕や改修にかかる費用が必要な状況にある。

今後、特に老朽化が著しいリンクハウスの耐震化のために建替を行う場合には、575,617 千円の費用を見込んでいる。

今後 10 年間における主な修繕・改修費用は、①現在のリンクハウスをそのまま使用し、 現在の機能を維持する場合で 335,000 千円、②リンクハウスの建替を行う場合で 889,500 千 円を見込んでいる。

◆ 今後 10 年間で見込まれる修繕・改修費用

項目	金額(千円)
①各リンク照明のLED化、整氷車更新等	313,886
②リンクハウス雨漏り修繕	21,114
③リンクハウス耐震化 (建替)	575,617
現在のリンクハウスをそのまま使用する場合(①+②)	335,000
リンクハウスを建て替える場合(①+③)	889,503

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクは、本県スポーツ界で大きな実績のあるスケートとアイスホッケーの拠点施設であり、廃止となった場合には、競技者は練習拠点を失い、県外流出につながりかねないと認識しているが、執行部からの具体的な収支の改善策を見定めないと、存廃などの方向性を審議することができないので、早急に本県議会に対して改善策を示すこと。
- ・ 「群馬県のスポーツ振興に関する決議」を踏まえ、渋川市及び関係団体等との協議を綿密 に行い、県有施設としてのあり方を検討すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

○ 渋川市

今後の方向性について、市スポーツ健康部スポーツ課との意見交換を実施(令和2年 10月1日、令和3年3月1日)

○ 渋川伊香保観光協会 伊香保リンクの有効活用方法等について、意見交換を実施(令和3年1月27日)。

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ 本県の特徴を考えて、必要な施設を選ぶことが重要。伊香保リンクはオリンピック選手を 輩出するなど、本県の特徴として残しておくべき。
- ・ 指定管理者が変更後の利用者数の大幅改善は素晴らしいと思う。
- ・ 収支の改善方法がいろいろあると思うので、残す方向でよいのではないかと思う。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

必要性はあるが、収支の改善が必須である。

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクは、廃止した場合にスピードスケート及びアイスホッケーの大会が開催できなくなるだけでなく、これらの競技者の練習拠点を失うこととなる。

加えて、オリンピック選手を輩出するなど、本県の特徴としても重要な施設である。

このため、スピードスケート及びアイスホッケーの競技力向上のための拠点施設として、 引き続き県有施設としての必要性は高い。

その一方で、毎年多額の運営費用を必要としていることや、施設の老朽化が著しく、今後 多額の改修費用が見込まれるため、財政負担が大きいことが課題となっている。

また、他県では利用料金収入だけで運営する施設がある中、本施設の利用者からの収入(使用料収入)は、低い水準に留まっている。

〇 見直しの方向性

令和3年度中に収支の改善策を取りまとめ、収支の大幅な改善が不可能な場合は、施設の 廃止も含めて検討する。

本施設は、全体的に施設の老朽化が進み、今後多くの修繕や改修が見込まれる。こうした 古い施設に対して、長期的な戦略もないまま修繕や改修を重ねて運営するだけでは、根本的 な収支の改善につなげることは困難である。

他県では民間活力の導入等により、財政負担の縮減に成功した事例もある。

例えば、新潟市が設置している「MGC 三菱ガス化学アイスアリーナ」は、施設の整備段階から民間活力を導入すること(民間の提案で太陽光発電を導入、売電収入が光熱費を上回る。)で、県から指定管理料を支払うことなく、利用料金収入のみで運営している。

また、岐阜県が設置している「岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場」は、夏場にインラインスケートやフットサル等の軽スポーツや各種イベントに利用できる多目的施設として活用されているほか、施設が設置されている恵那市からの負担もあることにより、県として財政負担が縮減されている。

こうした事例も踏まえ、サウンディング型市場調査などを行い、利用料金制の導入など指 定管理者とのリスクの分担を含めて、収支の改善策を検討する。

令和3年度中に収支の改善策を取りまとめ、当該改善策に基づく対応を速やかに実施する。 検討を行ってもなお、収支の改善が困難であると判断した場合には、多大な財政負担を踏 まえ、施設の廃止も含めて検討する。

なお、リンクハウスの建替えなどの再整備を行う場合には、改修費用だけでなく、民間の 意見も聞きながら、収支の抜本的改善も含めたトータルコストを踏まえて検討する。

今後のスケジュール

時期	内容
令和3年度内	○ 収支改善策の検討(必要に応じてサウンディング型市場調査など
	を実施)
	○ 収支改善策のとりまとめ
	○ 県議会への報告
以降	○ 収支改善策の実施
	○ 収支改善策を踏まえた次期指定期間の管理運営の検討

○ 次期指定管理者の選定
 ○ 次期指定期間の開始
 (施設の改修を行う場合)
 ○ トータルコストを踏まえた収支改善策の検討・実施
 (収支の大幅な改善が不可能な場合)
 ○ 廃止の検討

3 ぐんまフラワーパーク

(1) 基礎情報

〇 所在地

前橋市柏倉町 2471-7

〇 設置目的等

県民に花と緑に親しむ憩いの場及び花と緑に関する学習の場を提供するため、平成4年に 設置した。

大阪花博が平成2年に開催され、花と緑への関心が高まっている中で開園し、設置当初は 近隣に競合する施設もなく多くの入園者があった。

〇 現在の運営方法

指定管理者 (株式会社ぐんまフラワー管理)

(2) 現状・課題

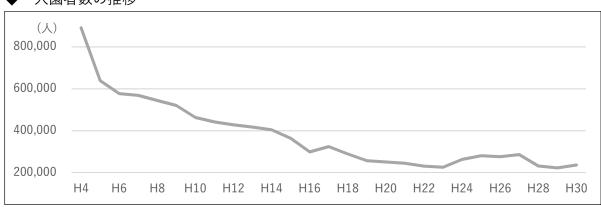
〇 入園者数の減少

競合施設や新たな花の見所が増加し、入園者数が減少している。入園者数は、開園当初の 平成4年には約89万人であったが、平成11年度には開園時の半分の約44万人、現在では さらにその半分の約24万人に落ち込んでいる。

現状のままでは、将来的に入園者数はさらに減少していくことが予想される。

なお、入園者数は春のチューリップや冬のイルミネーションの時期が多く、真夏と2~3 月が少ない。また、地元のリピーターの割合が高い。

◆ 入園者数の推移



◆ 他県の類似施設との比較

施設名	場所	設置者	入園者数(H30)	備考
ぐんまフラワーパーク	群馬県前橋市	群馬県	24 万人	
あしかがフラワーパーク	栃木県足利市	民間	150 万人以上	
とちぎ花センター	栃木県栃木市	栃木県	33 万人	
茨城県フラワーパーク	茨城県石岡市	茨城県	17 万人	石岡市へ無償貸付
はままつフラワーパーク	静岡県浜松市	浜松市	43 万人	

〇 施設の老朽化等

開園から約30年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

園内には様々なエリアがあり、年間を通じて四季の花が楽しめるという魅力はあるものの、あしかがフラワーパークの「藤」や、国営ひたち海浜公園の「ネモフィラ」のような、代名詞となるようなコンテンツがない。また、「花を見る」以外の体験型コンテンツが不足している。

こうしたことから、施設としての魅力を抜本的に向上させるためには、施設のリニューアルが必要だが、大規模な施設であることから、リニューアルには多額の改修費用が必要となる。もし全面的なリニューアルを行う場合には、他県の事例から、約 20 億円程度の費用が必要になると見込んでいる。

○ 施設の役割の変化

前述のとおり、ぐんまフラワーパークは、「県民に花と緑に親しむ憩いの場」、「花と緑に関する学習の場」を提供することを目的に設置した施設である。

しかし、近年ではむしろ集客施設としての役割が中心になり、花き振興や学習機能といった、設置当初の公的な役割が低下している。

このため、県有施設として年間約1億7千万円の指定管理料を支出して運営し続けるより も、施設を民間事業者等のほかの担い手に託し、そのアイデアやノウハウを生かして運営し たほうが、より効率的・効果的な運営が可能となる。

また、赤城南麓の観光拠点としてより活性化させるためには、民間事業者との連携や、地 元前橋市との連携・協力が必要である。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ ぐんまフラワーパークは、赤城南面の観光施設の拠点であり、花き振興をはじめ地域経済 に大きく寄与している。民間への移管は、経済性が優先され、赤字になれば廃止も考えられ ることから、運営方法について、前橋市及び関係団体等との協議を綿密に行い、県有施設と してのあり方を検討すること。
- ・ 指定管理者制度を継続する場合には、指定期間の拡大や指定管理料の使途の緩和などの改善策を講ずること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

○ 前橋市

県・市連携プロジェクトチームで施設の有効活用について検討を進めている。

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ 財政的に余裕がある時代はこうした施設を持っていることが正しかったかもしれないが、 少子高齢化の進展を考え、無理して持つ必要はないと割り切って考えることも必要。
- ・ 園長が交代し、黒字転換された他県の類似施設もあることからも、ハードに加え、ソフト

面の工夫が重要。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

県の関与が大きいまま、施設を維持する必要性は低い。

設置当初の目的である花き振興や学習機能といった公的な役割が低下し、集客施設として の役割が中心となっている。

近隣ではあしかがフラワーパークなどの民間が運営する施設もある中、県として花き振興や学習機能といった公的な設置目的を維持しながら運営するよりも、民間事業者のノウハウを更に活用して運営することで、より効率的な運営が可能となる。

また、公的な関与や制約を少なくすることで、民間事業者の自由なアイデアによる運営が可能となり、赤城南麓の観光の拠点として、施設の魅力向上や地域活性化につなげることが期待できる。

さらに、民間事業者の利益が上がるような運営とすることで、地域経済への貢献もより期 待できる。

〇 見直しの方向性

前橋市と連携し、コンセッション方式(公設民営の一手法)による運営や民間売却に向けた手続きを進める。

県・市連携プロジェクトチームにおいて施設の活用方法を検討し、今後の望ましい施設のあり方として「赤城南麓の観光拠点・ハブ施設」等と位置づけ、更なる民間ノウハウの活用を図ることとした。

見直しの方向性としては、コンセッション方式(利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式)、民間への売却等を検討する。

なお、検討にあたっては、民間事業者の参入条件等を把握するため、まずサウンディング型市場調査を実施する。その後、施設活用のアイデア収集、建物及び土地の所有形態、独立採算制を確保する可能性やその条件などを整理し、民間事業者のアイデアやノウハウを活用した運営の導入を検討する。

○ 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年度	○ サウンディング型市場調査の実施・方向性の検討
~令和4年度	(コンセッション方式の場合)
	○ 基本構想・基本計画の策定
	○ 実施方針の公表
	○ 事業者の募集・審査・選定

	(民間売却の場合)
	〇 売却準備
	○ 募集・審査
	〇 売却
令和5年度	○ コンセッション方式または売却先における運営開始

4 敷島公園水泳場

(1) 基礎情報

〇 所在地

前橋市敷島町66

〇 設置目的等

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的として設置され、昭和 25 年に陸上競技場を建設して以降、野球場、サッカーラグビー場、水泳場(平成 8 年度)が完成し、各種競技を行ってきた。

水泳場は、50m プール(公認 10 コース)や観覧席、管理棟を備えた屋内水泳場と、25m プール(7 コース)や飛込プール等を備えた屋外プールで構成される。

〇 現在の運営方法

指定管理者 (敷島パークマネジメント J V)

(2) 現状・課題

○ 施設の老朽化等に伴う水泳場の整備

敷島公園水泳場は、県内唯一の屋内 50mプール及び屋外飛込プールがあるなど、本県の水 泳競技の拠点として活用されてきた。

しかし、水深やレーン幅が現在の水泳競技の公認基準に合わなくなっていることに加え、 施設の劣化が進んでいることから、担当部局において整備の方向性を検討してきた。

令和2年10月に整備の方針を決定し、①現在地で建替えを行うこと、②現在の3槽から2槽の屋内プールとすることを発表した。

新たな水泳場は、50mプールと、飛込兼25mプールの2つのプールを屋内に配置し、プールの深さを用途によって変えられる可動床を導入する計画となっている。

このことにより、施設の規模を最小限に抑えながら、競泳、飛び込み、水球、アーティスティックスイミングの各種目について、大会や練習が一年を通じて可能となり、県民の利用環境を大幅に向上させることを目指している。

整備スケジュールは、PFI 導入を視野に、基本計画を策定し、令和5年度からの整備開始、 令和9年度からの運用開始を予定している。

○ 多額な整備費用

前述のとおり水泳場の整備の方針を決定したところであるが、整備には多額の費用を要する。

他県の事例では、約70億円~80億円の整備費がかかっていることも踏まえ、整備費を極力抑え、コンパクトで効率的な施設整備とすることが必要である。

◆ 他県における整備事例

施設名	竣工	施設規模	観響	客席	加色弗田	
他议石	以上 	心识殊保	常設	仮設	概算費用	
静岡県富士水泳場	2002年	屋内 2 槽 可動床・可動壁	2,011	1,000	約 78.8 億円	
金沢プール	2017年	屋内 3 槽 可動床(50mプール)	2,113	400	約 73.2 億円	

なお、近年では栃木県、青森県、宮崎県等において、PFI (BTO 方式:民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式)による水泳場の整備が実施(または予定)されている。

本県においても、PFIによる施設整備とすることで、整備費や維持費を抑えた形での施設 整備が可能か、検討が必要である。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

・ 敷島公園(水泳場)は、公共交通環境やPFI導入を視野に入れた整備、駐車場や工事中の代替施設の確保などの課題が見受けられるので、前橋市及び関係団体等との協議を綿密に行い、県有施設としてのあり方を検討すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

○ 前橋市

県・市連携プロジェクトチームにより、施設の有効活用について検討を進めている。 また、敷島エリアのグランドデザイン策定に向けて、前橋市との検討会を設置し、作業を 進めている。

(5) 「県有施設のあり方見直し委員会 | 委員からの主な意見

- ・ 大型施設の建設や維持を自治体単独で考える時代ではない。前橋市などの関係団体と一体 となった考え方を打ち出すことが必要。
- ・ 50mの室内競技用プールを整備する必要性はあると思うが、完成後に周辺の県立高校のプールを削減するなどの検討も必要。
- ・ 前橋市や近隣市町村も含めてプールの総量を考えた方が良い。
- ・ 人が来てお金を落とす仕組みや、公共交通機関でのアクセス強化が必要。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

必要な施設である。

敷島公園水泳場は、県内唯一の屋内 50mプール及び屋外飛込プールを有する施設である。 県内で、このような全国大会レベルの公認基準を満たした施設はほかにないことから、継 続して施設を運営することや、老朽化等に対応するための再整備の必要性は高い。

ただし、多額の整備費用がかかることを踏まえると、再整備の段階から、整備費用や将来 的な維持費を抑えるための検討が必須である。

〇 見直しの方向性

効率的な整備手法・運営方法の検討を徹底し、財政負担の縮減を図る。

他県の事例では、PFI 導入により財政負担を縮減している例も多数あることから、本県においても PFI 導入を視野に基本計画の策定作業を進め、整備費や維持費を極力抑えた形での整備とするなど効率的な整備手法や運営方法の検討を徹底し、可能な限り財政負担の縮減を図るものとする。

また、現在前橋市と共同で策定作業を進めている敷島エリアのグランドデザインは、おおむね 50 年先の将来の敷島エリアの価値を向上させるための「あるべき姿」を示すもので、 今後の敷島エリアのまちづくりや公園整備の指針となることを目的としている。

当該グランドデザインを策定など、前橋市との協議を十分行い、水泳場整備の方向性に反映させる。

○ 今後のスケジュール

時期	内容			
令和3年度	○ 事業の構想・検討			
	○ PFI 導入可能性調査			
	(以降、PFI の場合を想定)			
	○ PFI 事業の決定			
	・実施方針等の策定			
	・特定事業選定の公表			
令和4年度	○ 事業者の募集・選定			
令和5年~8年度	○ 施設整備			
令和9年度	○ 運用			

5 県立図書館

(1) 基礎情報

〇 所在地

前橋市日吉町一丁目 9-1

〇 設置目的等

県民の教育と文化の発展に寄与する中核的な社会教育施設としての図書館サービスを提供するため、昭和53年に設置した。

県内図書館ネットワークの中核図書館として、専門的図書の整備や市町村立図書館等の支援を行うとともに、相互貸借システムなどを運営している。

〇 現在の運営方法

県直営

(2) 現状・課題

○ 前橋市立図書館とのサービス重複

現在の登録者数約13万人のうち、62%が前橋市民であり、新規登録者数も前橋市民が半分以上を占めている。

◆ 令和元年度新規登録者数(本館)

(単位:人、%)

区分	前橋市	高崎市	伊勢崎市	渋川市	その他の市	郡部	その他
人数	1,242	290	129	115	255	176	17
割合	55.85	13.04	5.80	5.17	11.46	7.92	0.76

特に、一般図書においては、市立図書館との所蔵資料の重複があり、利用者が前橋市民に偏っていることを踏まえると、所蔵資料の貸出しやレファレンスにおいて、前橋市立図書館とのサービス重複が発生していると考えられる。

他県では、高知県が高知市と合築で「オーテピア高知図書館」を整備、長崎県が大村市と 合築で「ミライ on 図書館」を整備し、県立図書館と市立図書館の役割分担を明確にしなが ら、連携して図書館サービスを提供している例がある。

○ ハード面の課題

令和元年度末時点での蔵書数は 850,569 冊。収蔵可能冊数は約 82 万冊であり、既に書架の稼働率は 100%を超えている。

そのため、収蔵ができない分の蔵書は、既に生涯学習センター等に分散して保管している。 なお、施設の地下にある電気スペースを移設する計画があり、当該場所に収蔵することで 当面は対応することができるが、将来的には抜本的な対策が必要となる。

また、雨漏り対策のほか、施設の老朽化による空調やエレベーター設備の改修などが見込まれる。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ 群馬県立図書館は、施設の老朽化による雨漏りや収納庫の不足などの課題が見受けられる ので、必要な施設の改修を行うとともに、運営方法について、前橋市及び関係団体等との協 議を綿密に行い、県有施設としてのあり方を検討すること。
- ・ 前橋市立図書館との合築を検討する場合には、本図書館が果たしてきた機能や役割が損な われることがないよう、十分配慮すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

○ 前橋市

県・市連携プロジェクトチームにより、施設の有効活用について検討を進めている。

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ 今の県立図書館はソフトの問題が大きい。市立図書館との合築を進めたほうがよい。
- ・ 県民会館と敷地を一体利用にすれば駐車場も増え、安全にもなる。より機能的、効率的な 土地利用ができる。
- ・ 県の図書館は芸術や文化等のより専門性の高い資料について責任をもって集めて、知の拠点として保存や貸出を行うようにお願いしたい。
- ・ 文書館でも同様にキャパシティの不足、老朽化などの問題を抱えているので、併せて考え るのが戦略的には良い。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

必要な施設であるが、市立図書館とのサービスの重複は解消すべき。

県内公立図書館をネットワークする中核図書館として、専門的図書の整備や市町村立図書館等の支援など、県有施設としての役割は大きい。

その一方で、市立図書館とのサービスが重複する部分もあり、特に施設が設置されている 前橋市とのサービス重複を解消する必要がある。

〇 見直しの方向性

前橋市と連携し、市立図書館とのサービス重複の解消に向けた具体的な取組を進める。

前橋市との間で設置した県・市連携プロジェクトチームにおいて、双方の図書館の有効活用について検討を進めている。

まずは、図書館の運営に係る県・市の役割分担を見直し、速やかに運営面でのサービス重 複の解消を図る。

併せて、前橋市においても老朽化した市立図書館の整備が課題であり、再整備が検討されているため、高知県や長崎県での事例のように、市立図書館との合築による整備についても検討する。

また、行政文書や古文書等を収集、整理、保存している県立文書館においても、収蔵量の 増加により、将来的には新たな書庫を建設するなどの対応が見込まれる。このため、機能と して図書館との親和性が高い県立文書館との機能統合も念頭に、再整備について検討する。

○ 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年度	○ 前橋市立図書館と運営面でのサービス重複の解消
	○ 合築による再整備も検討
以降	○(合築する場合)基本構想・基本計画の策定・基本設計等
	○ 文書館との機能統合などの再整備の検討

6 県立妙義青少年自然の家

(1) 基礎情報

〇 所在地

富岡市妙義町諸戸 1106

〇 設置目的等

青少年の心身ともに健全な育成に資するため、昭和46年に設置。

豊かな自然の中での活動、また集団宿泊体験などを通じ、子どもたちの健全育成に寄与する施設としての役割を担ってきた。

県立青少年自然の家としては、ほかに北毛青少年自然の家(高山村、昭和43年設置)、東 毛青少年自然の家(太田市、昭和54年設置)の2施設を設置している。

〇 現在の運営方法

県直営

(2) 現状・課題

〇 利用者数の減少

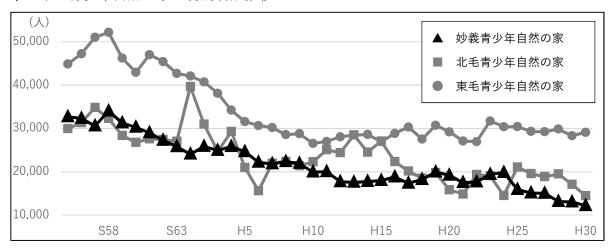
少子化や学校の統廃合の影響により、利用者は減少している。利用者数は、昭和 54 年度の 37,857 人をピークに、平成 11 年度には 20,024 人、平成 30 年度には 12,190 人となっている。

妙義青少年自然の家は、県立青少年自然の家3施設の中で最も利用者数が少ない状況にある。

施設の主な利用者は、林間学校等の学校利用であるため、児童生徒数の減少が利用者数の減少に大きく影響している。

また、平成29年度には高崎市が独自の施設(高崎市立榛名林間学校)を開設し、高崎市管内の利用が大幅に減少した。現在は、富岡市、安中市、甘楽郡の小学校に主に利用されている。

◆ 県立青少年自然の家の利用者数推移



他の県立青少年自然の家に着目すると、北毛青少年自然の家の近年の利用者数も減少傾向にあるが、妙義青少年自然の家より多い。妙義青少年自然の家に比べた優位性として、キャンプサイトとグラウンドがあり、スポーツクラブ等の利用を見込むことができる。

東毛青少年自然の家の近年の利用者数は、横ばい傾向にある。ほかの青少年自然の家に比べて、市街地に近いことから企業の利用が見込める。全体の利用者数も3施設の中で最も多い。

施設の稼働率(平成30年度)は、妙義が15.7%、北毛が27.5%、東毛が29.1%となっており、県立青少年自然の家3施設の中で、妙義青少年自然の家が利用者数・稼働率ともに最低である。

〇 施設の老朽化

施設の老朽化が進み、空調整備やアスベスト対策のほか、雨漏り対策などの修繕・改修費 用が必要となっている。

ほかの県立青少年自然の家と比べても多額の修繕・改修費用が必要であり、利用者の減少が今後も見込まれる中で、多額の修繕・改修費用をかけて施設を維持していくべきかが課題となっている。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ 群馬県立妙義青少年自然の家については、関係市町村及び関係団体等との協議を綿密に行い、県有施設としてのあり方を検討すること。
- ・ 自然体験等の活動は、青少年の健全育成に重要であり、利用者への影響が最小限となるよう、十分配慮すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

富岡市、安中市、下仁田町、南牧村、甘楽町 学校利用の多い市町村教育委員会と意見交換を実施(令和2年9月29日~令和3年3月1日)

(5) 「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ 当該場所の活用について、富岡市とどれだけ連携ができるのか、どれだけ話し合う機会が 持てるのかが重要。
- ・ 児童減少や中核市の独自施設の開設等を鑑みて、利用者の他の県有2施設への振り分けを 検討したほうが良い。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

多額の改修費用をかけてまで、維持する必要性は低い。

県立青少年自然の家全体として利用者数が減少している中、妙義青少年自然の家はその中でも最も利用者数が少ない状態にある。

妙義青少年自然の家を廃止したとしても、これまでの利用者は、ほかの県立青少年自然の家 2 施設で受け入れ可能である。

また、県内にはほかにも国立や市立の代替できる施設があるため、多額の改修費用をかけてまで施設を維持する必要性は低い。

〇 見直しの方向性

令和3年度限りで施設を廃止する。

廃止後の施設の利活用について、富岡市と協議しながら検討を進める。

学校利用の予約を前年度の 10 月に受け付けているため、すぐに施設を廃止とした場合、 既に予約受付済みである令和 3 年度の学校利用に影響が出ることとなる。

このため、令和3年度限りで施設を廃止することとする。

なお、廃止にあたっては、現在の施設の利用者がほかの県立青少年自然の家の利用予約に 申し込むことができるよう、十分配慮するものとする。

また、廃止後の施設を活用して、民間事業者による自然体験などの類似サービスが提供できないか、令和3年度中に検討を進める(例:沼津市立少年自然の家の跡地を民間事業者がリノベーションし、公園一体型宿泊施設「INN THE PARK」として開業)。

検討にあたっては、土地の所有者である富岡市と協議しながらサウンディング型市場調査 等を実施する。

なお、民間での活用が見込まれない場合は、建物を取り壊した上で土地を富岡市に返還する必要がある。

○ 今後のスケジュール

時期	内容		
令和3年度	○ サウンディング型市場調査、方向性の検討		
	○ 施設の廃止(令和3年度末)		
以降	(民間での活用が見込まれる場合)		
	○ 公募、審査、売却		
	○ (必要な場合)一部施設の解体等		
	(民間での活用が見込まれない場合)		
	○ 富岡市への敷地の返却に向けた調整 (解体等)		

7 ぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)

(1) 基礎情報

〇 所在地

東京都中央区銀座 7-10-5 The ORB Luminous 1 階・2 階

〇 設置目的等

首都圏に向けて本県の魅力を総合的にアピールしてイメージアップと知名度の向上を図り、本県への観光誘客等を図る情報発信拠点として、平成20年に開所した。

平成 30 年度に現在地に移転してからは、県産の加工品や工芸品等の物産販売に加えて、 本県の食を発信するための飲食提供を行っている。

施設内には県の地域機関を設置し、マスコミ等へのパブリシティ活動や、旅行業者への売り込みによる観光誘客を実施している。

また、アンテナショップにおける物販及び飲食提供は、民間事業者に運営を委託している。

〇 現在の運営方法

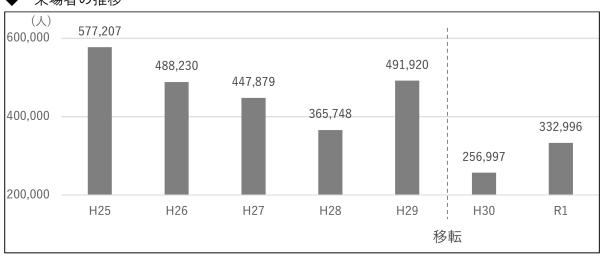
県直営(一部業務委託)

(2) 現状・課題

〇 来場者数の減少

ぐんま総合情報センターは、平成30年度に銀座5丁目から銀座7丁目へ移転し、リニューアルオープンした。現在の場所に移転して以降、来場者が落ち込んでいる。

◆ 来場者の推移



移転前は、東銀座の歌舞伎座前という優れた立地条件にあり、観光客等が気軽に立ち寄れる場所であった。

しかし、現在の場所はギンザシックスの近くではあるものの、メインストリートから外れた場所にあるため、ぐんま総合情報センターを目的としない人の来場は多くを期待できない。 さらには新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も移転前のような来場者を見込むことは難しいと考えられる。

〇 環境の変化

近年、インターネットによる情報発信や物品販売が拡大し、施設を開所した平成 20 年度 と比べて、情報発信拠点としての前提となる環境が大きく変わっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業や短縮営業など、ぐんま総合情報センターの営業にも支障が生じている。

新しい生活様式や、ニューノーマルなビジネスモデルの定着を前提に考えた場合、物理的なアンテナショップの必要性や、インターネットを利用した物品販売や情報発信の強化について検討する必要がある。

こうした環境の変化を踏まえると、現在の場所で高額な賃借料等をかけてまで、その機能 を維持し続ける必要性について、再検討すべきタイミングにある。

◆ 令和元年度決算額

単位:千円

歳入…①	1,590	歳出…②	153,883
委託業者からの納付金	1,590	事業費	29,754
		事務所借上費	70,224
		人件費	53,905
	歳ノ	└ 及び歳出の差額(①−②)	▲ 152,293

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ ネット上での情報発信や物販だけでなく、実際に商品を手に取ってもらうための物販機能 は必要であり、また、実店舗があることにより、マスコミ等に扱われる素材もあり、パブリ シティ活動にとっても重要な役割を担っていることから、ぐんま総合情報センターを在京常 設で設置する意義は認められる。同時に、物販売上高等の成果を鑑みるに、今後継続してい くために改善すべき課題も多い。よって、本センターのあり方については、性急に結論は出 さず、幅広い意見を取り入れて、慎重に検討すること。
- ・ 令和5年3月まで契約期間があるものに対して、あり方見直しの議論をしていることが公 表されているが、委託先への影響を十分考慮して最終報告を行うこと。

(4) 「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- 東京に店舗をおかなくても、ネット上で情報発信・物販をすればそれで十分。
- ・ 最近、テレビやネットで群馬がよく紹介されているので、メディアの対応部門は東京事務 所に残してもよいのではないか。
- ・ マーケティング的に考えてあり得ない立地にある。アンテナショップとしてやるのであれば、ほかの場所に移動したほうがよい。

(5) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

現在の施設を維持する必要性は低い。

ぐんま総合情報センターは、マスコミ等へのパブリシティ活動や県内への誘客促進、県産 品の販売など、本県の情報発信に一定の役割を果たしてきた。

しかし、設置場所の移転や新型コロナウイルス感染症の影響などの環境の変化を踏まえると、今後も県が多額の経費をかけてまで、アンテナショップを運営する必要性は低下している。

〇 見直しの方向性

県の地域機関としては廃止し、その機能は令和3年度から東京事務所へ集約。 委託事業として行っているアンテナショップの機能は、令和4年度までに方向性を検討。

マスコミ等へのパブリシティ活動や、旅行業者への売り込みによる観光誘客については、 一定の成果が上がっていることから、県の地域機関としてのぐんま総合情報センターは廃止 した上で、その機能は、令和3年度から東京事務所に集約する。

また、現在の施設の賃貸借期間が令和4年度末まで残っているため、委託事業として行っているアンテナショップとしての機能は、契約期間満了までに方向性を検討する。

8 群馬県憩の森・森林学習センター

(1) 基礎情報

〇 所在地

渋川市伊香保町伊香保 637

〇 設置目的等

本施設は、①公の施設である「群馬県憩の森」、②群馬県憩の森内に設置された行政組織である「森林学習センター」、③ぐんま緑の県民税を活用した事業として森林学習センターに併設された「森林ボランティア支援センター」で構成される。

「群馬県憩の森」は、森林の持つ優れた環境と森林学習施設を通して、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深めるとともに、県民の保健及び休養に役立てるため、昭和 55 年に設置された。

「森林学習センター」は、憩の森内に林業研修所(宿泊施設)及び森林学習展示館として 設置された。なお、宿泊事業は平成15年度末に廃止されている。

平成 27 年度から、ぐんま緑の県民基金を活用して、森林学習センターに「森林ボランティア支援センター」を併設し、森林ボランティア支援の拠点として稼働している。

〇 現在の運営方法

県直営

(2) 現状・課題

○ 利用者数が少ない

施設の利用者数は平成 20 年度 10,041 人、平成 25 年度 11,118 人、平成 30 年度 12,442 人と若干の増加傾向にある。

しかし、伊香保温泉や水沢うどん街などの観光地に近接し、恵まれた立地環境に位置しているものの、他県の類似施設と比べて利用者数は少ない。

◆ 近県の森林学習関連施設の利用者数(平成30年度)

(単位:人)

施設名	群馬県憩の森・			彩の国ふれあい
【運営】	森林学習	栃木県県民の森	埼玉県県民の森	の森 埼玉県森
	センター	【指定管理】	【指定管理】	林科学館
区分	【直営】			【指定管理】
全体	12,442	22,727	55,438	77,667
展示館·研修館等	5,960	13,793	_	_
園内(野外)	6,482	7,895	_	_
その他	_	1,039	_	_

〇 民間活力の活用

森林学習センターは県職員が常駐し、県直営により群馬県憩の森全体の管理運営を行って

いるが、全国の森林学習施設では、指定管理者制度の導入が進んでいる。

本県においても、過去には指定管理者制度導入の議論があったが、県で独自に森林環境教育を考えて実践するためには、県直営による管理のほうが適切と判断し、現在の運営形態に至っている。

しかし、前述の利用者数の少なさを踏まえると、民間事業者のノウハウやアイデアを生か したサービスを提供することで、より多くの県民が森林環境教育に触れる機会を増やすこと も可能になると考えられる。

◆ 全国の森林学習施設の運営形態(計 29 都府県、56 施設 ※本県を除く)

区分	施設数	都府県名	指定管理者
直営	9	栃木県、山梨県(2)、静岡県、兵庫県、奈良県(2)、 島根県、愛媛県、	-
指定管理	47	青森県、岩手県、宮城県(3)、秋田県、山形県(4)、福島県、栃木県(2)、埼玉県(3)、千葉県(5)、東京都(2)、富山県(2)、石川県(2)、静岡県、愛知県、三重県、大阪府(6)、鳥取県、広島県、高知県(2)、長崎県、大分県、宮崎県(3)、鹿児島県(2)、沖縄県	・林業団体(公社・事業 団、NPO 法人等) ・株式会社(造園関係) ・町村 等

[※] 県森林保全課作成の類似施設一覧をもとに、県総務課が運営形態を調査

○ 森林ボランティアの拠点としての機能

森林ボランティア支援センターは、森林ボランティアの活動を推進していくために、ボランティア情報の収集と提供、指導や資機材の貸出など、一体的なサポートを行う拠点であり、 憩の森内において森林ボランティア向けの研修等も行っている。

林業従事者の減少や高齢化が進む中、自ら積極的に活動を行う森林ボランティアは、森林 整備等における重要な役割を担っていることから、森林ボランティアの拠点としての機能を どのように維持すべきか、検討が必要である。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ 群馬県憩の森・森林学習センターについては、渋川市及び関係団体等との協議を綿密に行い、県有施設としてのあり方を検討すること。
- ・ 観光地に近接していることから、観光やワーケーション等のコンテンツとしての活用についても検討すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

○ 渋川市

市産業観光部(農林課、観光課)との意見交換(令和2年10月1日、令和3年3月1日)

○ NPO 法人フォレストぐんま21

施設に入居する森林ボランティア団体であるフォレストぐんま21との意見交換(令和3

年1月12日)

○ 渋川伊香保観光協会

憩の森の有効活用方法等について意見交換(令和3年1月27日)

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ ボランティアの育成は必要だと思うが、森林に親しんでもらうためのきっかけづくりの施 設としては内容が足りない。
- ・ キャンプ場などのニーズが高まっていることから、憩の森の敷地は活用の方法はある。

(6) 施設の今後のあり方

〇 県有施設としての必要性

森林学習センターを維持する必要性は低い。

利用者数が少なく、県の森林環境教育の拠点としての機能を十分発揮できていない。 また、森林学習センターが有する森林環境教育の拠点機能は、他の県有施設でも代替可能 である。

さらに、他の都府県の森林学習施設では、指定管理者制度など民間活力の導入が進んでいる。

以上を踏まえると、森林学習センターについて、県職員が常駐する行政組織として維持していく必要性は低い。

一方、憩の森全体は、自然体験のためのフィールドとして、当面活用が見込まれる。

〇 見直しの方向性

森林学習センターは廃止。

憩の森を含めた施設全体の新たな活用方法や、運営について指定管理者制度の導入等を検 討。

森林ボランティア支援センターのあり方は別途検討。

行政組織としての森林学習センターは廃止する(県職員は配置しない)。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、アウトドアでのアクティビティ等が注目を集めているところであり、観光やワーケーション、トレイルランニングのコース化など、憩の森を含めた施設全体の新たな活用方法について、検討を行う。

なお、現在は森林学習センターに県職員を配置して施設(憩の森)全体を管理しているため、廃止にあたっては施設全体の管理運営方法の見直しが必要となる。

見直しにあたっては、施設全体の新たな活用方法も踏まえた上で、施設内で活動実績を上げている森林ボランティア団体のノウハウを活用することや、隣接する伊香保森林公園との一体管理を行うことで効率的な管理運営ができるかなどの観点から、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者による管理運営(指定管理者制度・コンセッション方式等)の導入を検討する。

森林学習センターに併設された森林ボランティア支援センターのあり方は、別途検討を行 うものとする。

○ 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年度	○ サウンディング型市場調査・活用の方向性の検討
令和4年度	(以下、指定管理者制度を導入する場合)
	○ 指定管理者の募集・選定
	○ 森林学習センターの廃止(令和4年度末)
令和5年度	○ 指定管理者による管理開始

9 緑化センター・附属見本園

(1) 基礎情報

〇 所在地

邑楽郡邑楽町大字中野 3924-1

〇 設置目的等

本施設は、①行政組織である「緑化センター」に、②公の施設である「緑化センター附属 見本園」が併設されている。

緑化センターは、緑地保全及び緑化の推進を図る総合的かつ効率的な推進拠点として、昭和 58 年に設置された。

緑化センター附属見本園は、平成 10 年に本県で開催された「全国植樹祭」の記念事業として、緑化センター隣接地を県が森林造成の用地として買収及び造成し「県立森林公園おうら創造の森」として整備した後、平成 25 年 4 月に「県立森林公園おうら創造の森」を廃止し、「緑化センター附属見本園」として統合管理している。

〇 現在の運営方法

県直営

(2) 現状・課題

○ 緑化事業のあり方

緑化センターは、昭和 58 年の設置以降、群馬県の緑地保全及び緑化推進の拠点施設として、各種緑化講座、緑の相談室、緑化技術講習会等を開催するなど、中心的な役割を果たしてきた。

しかし、緑化センターの設置後も、県内においては都市公園等の整備が進み、県民により 身近な地域で緑化に関する学習機会を提供できる環境が整ってきている。

こうしたことから、県東部に拠点施設を設置して緑化事業を集中的に実施するよりも、県 民に身近な県内各地の施設で分散して緑化事業を実施する方が、より多くの県民参加を図る ことができると考えられる。

山梨県においても、緑化センターを平成 25 年度末で廃止し、緑化事業を県内各地の施設で分散して実施している。

◆ 都道府県立緑化センターの廃止事例

施設名	廃止年	現況
山梨県緑化センター	平成 25 年度末	跡地利用について、甲斐市が活用検討中
大阪府立緑化センター	平成 13 年度末	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所
佐賀県緑化センター	平成 24 年度末	佐賀市が取得し、公園整備
大分県緑化センター	平成 21 年度末	高尾山自然公園

〇 民間活力の活用

緑化センターは、県の直営により管理され、常勤職員1名(所長)及び会計年度任用職員7名が配置されている。

他の都道府県では指定管理者制度により運営されている緑化センターもあることから、本 県においても、直営で県職員が常駐して施設を管理するよりも、民間活力の導入により、管 理運営コストの縮減やサービス向上につながる可能性がある。

◆ 指定管理者制度を導入している都道府県立緑化センターの事例

施設名	指定管理料 (千円)	規模 (ha)	備考
岩手県立緑化センター	9,142	4.73	指定管理者:NPO 法人緑の相談室
愛知県緑化センター・ 愛知県昭和の森	180,172	254.9	指定管理者:(公財)愛知公園協会・(一社)愛 知県緑化センター協力会共同体 緑化センター(48.2ha)に昭和の森(206.7ha) が併設
広島県緑化センター・ 広島県立広島緑化植物公園	60,000	124	指定管理者:ひろしま遊学の森管理グループ 緑化センターに広島緑化植物公園が併設
福岡県緑化センター	38,992	5.77	指定管理者:(公社)福岡県樹芸組合連合会

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

・ 緑化推進の拠点施設である緑化センターと附属見本園が併設されていることは、本施設の 強みである。その点も十分考慮し、運営方法について、邑楽町及び関係団体等との協議を綿 密に行い、県有施設としてのあり方を検討すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

邑楽町・館林市

邑楽町農業振興課、館林市緑のまち推進課との意見交換(令和2年10月1日、令和3年3月3日)

〇 群馬県造園団体協議会

施設を利用する造園団体4団体と意見交換(令和3年1月5日)

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ 平地林としての活用や里沼地域関連事業、民間業者との連携などを期待する。
- ・ 現在の場所に緑化の拠点機能を置かなくてもよいのではないか。

(6) 施設の今後のあり方

〇 県有施設としての必要性

緑化センターを維持する必要性は低い。

緑化に関する学習機会等を提供する場所は県内各地に存在するため、県の東部に拠点を設けて集中的に事業を実施するよりも、県内各地で分散して緑化講座等の事業を実施するほうが、より多くの県民参加が可能となる。

また、こうした学習機会の提供や情報集約の機能は、林業試験場などの県の他の機関でも 代替が可能であることから、県職員が常駐する施設として、緑化センターを維持する必要性 は低い。

〇 見直しの方向性

緑化センターは廃止。

附属見本園を含めた施設全体の新たな活用方法や、運営について指定管理者制度の導入等 を検討。

緑化事業は、市町村立施設を含む県内各地の施設を活用して分散型で実施することとし、 行政組織としての緑化センターは廃止する(県職員は配置しない)。

施設としての緑化センター及び附属見本園は、貴重な平地林としてそのまま維持し、施設内の建物も緑化講座を実施する際の研修室等として、当面維持する。

なお、現在県職員を配置して施設を管理しているため、行政組織の廃止にあたっては、施 設全体の管理運営方法の見直しが必要となる。

このため、施設全体の新たな活用方法も踏まえた上で、隣接する多々良沼公園と一体的な 指定管理者の公募や既存施設の貸館利用などを想定したサウンディング型市場調査を実施 し、民間事業者による管理運営(指定管理者制度、コンセッション方式等)の導入を検討す る。

また、現在緑化センターが担っているクビアカツヤカミキリ対策の拠点としての機能は、 森林事務所等、他の県の機関で代替する。

今後のスケジュール

時期	内容
令和3年度	○ サウンディング型市場調査・活用の方向性の検討
令和4年度	(以下、指定管理者制度を導入する場合)
	○ 指定管理者の募集・選定
	○ 緑化センターの廃止(令和4年度末)
令和5年度	○ 指定管理者による管理開始

10 群馬県ライフル射撃場

(1) 基礎情報

〇 所在地

北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山 2-17

〇 設置目的等

ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱 技術の習得並びに射撃技術の向上を図るため、昭和56年に設置した。

あかぎ国体の会場として整備した、県内唯一の競技ライフル射撃場である。

1 階にはエア・ライフル 26 射座及びビームライフル、2 階にはスモールボア・ライフル 26 射座の射場を備えている。

〇 現在の運営方法

指定管理者(群馬県ライフル射撃協会)

(2) 現状・課題

○ 多額な改修費用

設置から約 40 年が経過し、全体的に老朽化が著しい施設である。雨漏りや施設の破損等が発生し、施設を維持するためには、屋根の防水工事やバッフル修繕、受水ポンプの改修などを実施する必要がある。

また、耐震補強工事に躯体が耐えられない可能性が高いため、施設の耐震化を行う場合には建替えが必要である。

ほかにも、大会競技規定に対応するためには、1階のエア・ライフル射場を覆道式化する ことや、1階のエア・ライフル射場及び2階のスモールボア・ライフル射場に電子標的を整 備することが必要である。

これら全てに対応し、国体等の大規模大会の開催を可能にするためには、約 10 億円の改修費用が必要となる。

〇 利用者が限定的

群馬県ライフル射撃場の利用者は、年間 1,000 人程度、 1 日あたりの利用者数は 10 人程度で推移している。

◆ 年度別の利用者数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
開場日数(日)	71	75	70	66	89	93	77	90	117	119	87
利用者数(人)	1,141	1,212	838	732	1,102	911	820	980	1,116	1,123	998
1日あたりの	16	16	12	11	12	10	11	11	10	9	12
利用者数(人)	10	10	12	11	12	10	11	11	10	9	12

主な利用者は群馬県ライフル射撃協会の協会員と、県内に唯一射撃部を有する明和県央高

等学校の射撃部の生徒である。両者を合わせた実人数は約 100 人程度で、利用者が非常に限 定的な施設である。

(3) 県議会 「県有施設のあり方見直し中間報告」に関する決議

- ・ 群馬県ライフル射撃場は、ライフル射撃競技の県内唯一の施設であり、廃止となった場合 には、競技者は練習拠点を失い、県外流出するだけでなく、群馬県ライフル射撃協会として の活動も困難となる。また、他県にとってライバルである本県選手の他県施設利用は、大き な制約が想定されることから、県有施設としてのあり方を慎重に検討すること。
- ・ 競技の振興や競技者の育成は、本県のスポーツ振興にとって重要であり、収支のみで本施 設のあり方を考えることは適当ではない。「群馬県のスポーツ振興に関する決議」を踏まえ、 国体競技種目であるライフル射撃の競技者の視点に立ち、整備を検討すること。

(4) 関係市町村・関係団体との意見交換等

〇 榛東村

副村長及び教育委員会事務局との意見交換(令和2年10月1日)

○ 群馬県ライフル射撃協会

現地調査における意見聴取(令和2年6月26日:県有施設のあり方見直し委員会 ほか)

〇 明和県央高等学校

県内で唯一射撃部を有する明和県央高校の射撃部顧問との意見交換(令和2年12月23日)

(5)「県有施設のあり方見直し委員会」委員からの主な意見

- ・ 競技ライフルの競技者は過少であり、週末にわずかな人が利用するだけであれば、全 26 台 ×2 もの電子標的を導入する必要は感じない。
- ・ 国民スポーツ大会の開催は、他県の施設を使っても良いのではないかと思う。
- ・フルスペックではなく、縮小した形での整備であれば費用が抑えられる。
- ・ もし改修するのであれば、受益者負担のような形を考えるのがよい。

(6) 施設の今後のあり方

○ 県有施設としての必要性

多額の改修費用をかけ、大規模大会が開催可能な施設まで改修する必要性は低い。

県内唯一の競技ライフル射撃場であり、施設を廃止した場合に競技者の県内での練習拠点が失われるため、競技者への影響が非常に大きい。

その一方で、競技人口が少ないことから、日常的な利用者が非常に限定的な施設であり、 もし全面的な改修を行ったとしても、利用者数の大幅な増加を見込むことはできない。

近年、埼玉県や栃木県、茨城県などで最新の競技ライフル射撃場の整備が進み、高速道路 を利用すれば、これらの施設へも容易にアクセスが可能である。

こうした他県の代替施設の利用も念頭に置けば、大規模大会が開催可能な施設まで本施設

を改修する必要性は低い。

〇 見直しの方向性

当面は現在の施設を維持する。

多額の費用を要する大規模な改修は行わない。

施設を廃止した場合の競技者への影響を考慮し、現施設で練習拠点としての機能を当面維持する。

一方、今後、人口減少が進む中で、全ての都道府県が施設をフルセットで持ち続けること は難しい。

本県では令和 11 年度の国民スポーツ大会開催が内定しているところであるが、今後開催 されるこうした大規模大会に備えて施設を改修するのではなく、他県の施設の利用などを積 極的に検討すべきである。

国体等の大規模大会の準備・運営に関しては、全国的に簡素化・効率化を目指す流れもあり、過去の国体のライフル射撃競技における事例では、東京都や佐賀県が他県の施設での開催、岐阜県や愛媛県が仮設の会場での開催を行っている。

そのため、本県で、こうしたライフル射撃競技の大規模大会が開催される場合は、他県施設や仮設会場での開催により対応するよう調整を進めるものとし、多額の費用を要する大規模な改修は行わないものとする。

○ 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年度以降	○ 当面は施設を維持
	※ 多額の費用を要する大規模な改修や修繕は行わない

IV 今後の展開 <令和3年10月一部修正>

今回の「県有施設のあり方見直し」では、数多くの県有施設の中から 10 施設を選定し、施設のあり方について検討を進めてきた。

今後、本最終報告に記載した見直しの方向性に沿って、10 施設について具体的な手続きなどの 見直し作業を速やかに進める。

少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など、人口減少社会において、持続可能な行財政運営を行っていくためには、行財政改革への不断の取組が不可欠である。

今回見直しの対象としなかった県有施設においても、施設の老朽化、社会情勢や利用者ニーズの変化など、対応すべき様々な課題があることから、今回の 10 施設の見直し作業に係る進捗状況も踏まえた上で、あり方見直しについて検討する。

V 資料編

1 検討の経過

令和元年 10月 行財政改革推進タスクフォース(熟慮・断行チーム)設置 11月~ 見直し対象施設の選定 91 施設を対象に基礎調査(施設概要、管理運営コスト、利用状 況等)を実施 基礎調査の結果をもとに抽出した22施設を対象にヒアリングを 実施 第1回県有施設のあり方見直し委員会 令和 2 年 1 月 23 日 見直し対象として検討を進める施設について意見聴取 見直し対象施設(10施設)の公表 2月6日 令和2年当初予算発表時に10施設を公表 3月11日 県議会第1回定例会の総務企画常任委員会で説明 4月~ 各施設の方向性の検討 6月10日 県議会第2回定例会の行財政改革特別委員会で説明 6月~7月 見直し対象施設の現地調査 10 施設について、「県有施設のあり方見直し委員会」の委員及び 事務局による調査を実施 9月3日 第2回県有施設のあり方見直し委員会 中間報告案について意見聴取 10月7日 中間報告の公表 県議会第3回前期定例会の行財政改革特別委員会において、中 間報告を公表 10月~11月 | 県議会行財政改革特別委員会による調査等 見直し対象 10 施設の現地調査(3日間) 参考人を招致しての意見聴取 12月16日 県議会「『県有施設のあり方見直し中間報告』に関する決議 | 第3回後期定例会の行財政改革特別委員会の審査等を踏まえ、 「県有施設のあり方見直し最終報告」で留意すべき事項の要望 第3回県有施設のあり方見直し委員会 令和3年 2月9日 見直しの方向性について意見聴取 最終報告案の概要の公表 3月5日 県議会第1回定例会の行財政改革特別委員会において、最終報 告案の概要を公表 3月16日 県議会「群馬県の行財政改革に関する提言」 3月25日 最終報告書の公表 10月12日 最終報告書の改定(群馬県民会館) < 令和3年10月追加> 県議会第3回前期定例会の総務企画常任委員会において、最終 報告書の改定案を公表

2 県有施設のあり方見直し委員会

(1) 設置要綱

県有施設のあり方見直し委員会設置要綱

(設置)

第1条 県有施設のあり方について専門的見地から見直しを行うため、県有施設のあり方見直し委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について委員から意見を聴取する。
 - (1) 県有施設のあり方に関する事項
 - (2) その他県有施設のあり方に関して重要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、県政について見識を有する者のうちから、知事が選任する委員7人以内で組織する。

(委員会)

- 第4条 委員会は、知事が招集する。
- 2 知事が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

(2) 委員名簿

氏名	職業等	備考
菊池 知晴	一級建築士	
鴻上 まつよ	中小企業診断士	
佐藤 公俊	高崎経済大学地域政策学部 教授	委員長
堤 洋樹	前橋工科大学工学部 准教授	
中山 裕子	税理士	
西村 淑子	群馬大学社会情報学部 教授	
松井 理	公認会計士	

(50 音順、敬称略)

(3) 議事概要

第1回県有施設のあり方見直し委員会

【開催日時】

令和2年1月23日(木)13:00~14:30

【場所】

群馬県庁29階 第1特別会議室

【出席者】

委員6名(1名欠席)、事務局5名 ※欠席委員には事前に説明、意見聴取

【議事】

- ・ 県有施設のあり方見直し委員会の役割
- 見直し対象施設の選定
- ・ その他

【委員の主な意見】

(全体)

- ・ 市やほかとの連携を含め、用途が一緒のものは、併せて検討したほうがよい。
- ・ 公営の施設は利用料金が安いため、単純に利用者数を指標にした検討は勧めることができない。
- ・ 利用者数は意外と微妙な指標。また、その目標についても超えられそうな数値に設定しがち。稼働率のような指標で見ないと、対外的に説明が難しいかもしれない。
- ・ 稼働率はデータの取得方法によって大きく差が出るので注意が必要。
- ・ 他県では、イベントのために施設を整備し、その後の年間の運営費がまかなえず、結局 施設を廃止した例もある。後々の負担を考えれば、仮設のような方法でやるのもやむを得 ないのではないか。
- ・ 民間に移譲できる可能性があるものや、指定管理者制度の導入が見込まれるものは、どんどん進めてほしい。
- ・ 県の施設全体にも言えることだが、ネーミングライツを導入してコスト削減を目指すの はどうか。
- ・ 全体的に、単年度の収支の話はやはり大きいと感じる。公益性があって必要性が高いから県が実施するということを、どこまで認めるかということだと思う。
- ・ 儲かる事業であれば、指定管理ではダメでも、経営権譲渡であればうまくいくという事 例はあると思う。

(個々の施設について)

- 〇 群馬県民会館
 - ・ 県民会館と県立図書館は、一緒に検討していただきたい。
 - ・ 県民会館は、まずホールが必要かどうかの判断からスタートし、その後残りの会議室 のようなところを他の施設と一緒にできるのではないかという考え方だと思う。
- ぐんまフラワーパーク
 - ・ 正直相当厳しいと思う。儲かるような工夫をするなど、何か方向性を出す必要がある。
- 〇 敷島公園水泳場
 - ・ 受益者負担の方向性で、少し利用料金を上げて様子を見るというのもよい。
 - ・ 国体に向けてという議論は当然あるが、今後何十年を見据えて、充実したサービスに なるという理屈が必要。
 - ・ 改修で機能が向上することにより、ランニングコストがどう変化するのか、他の施設 にも共通することとして、よく考えたほうがよい。
 - PFI 法に基づく事業にするかは別として、導入可能性調査を一度かけてみるとよい。 できるだけ民間に任せる方向性でいったほうがよいと思う。

○ 県立図書館

- ・ 県立図書館の利用者は前橋市民が多いため、前橋市と調整し、一本化できるようであ ればしたほうがよい。
- ・ 図書館こそ指定管理とすべき。現在は利用者数が少ない状況となっているが、指定管理とすることで、いろいろな展開ができる。
- 県立妙義青少年自然の家
 - ・ 青少年自然の家は、3施設それぞれ用途が同じなので、3施設から2施設にする方向 で調整していただければよいと思う。
 - ・ 青少年自然の家は、バスで移動して施設まで行くことを考えれば、1施設廃止しても 良いと思う。
- 群馬県憩の森・森林学習センター、緑化センター・附属見本園
 - ・ 森林学習センターと緑化センターを見直すこととしているが、その一方で緑の県民税 で森林を充実させるとしている。県としての方針をよく整理しておいたほうがよい。

第2回県有施設のあり方見直し委員会の概要

【開催日時】

令和2年9月3日(木)10:00~12:00

【場所】

群馬県庁29階 第1特別会議室

【出席者】

委員6名(1名欠席)、事務局6名 ※欠席委員には事前に説明、意見聴取

【議事】

- ・ 施設所管課からの説明
- 現地調査の報告
- ・ 県有施設のあり方見直しに係る中間報告(案)
- その他

【委員からの主な意見】

(全体)

- ・ 県の施設が廃止されて、民間への移行がうまくいけば良いが、そこで働いている労働者 への影響が課題。
- ・ 廃止や移管等の時期、また特に民間に移管する場合の手順や手法などを明確にしていた だきたい。
- ・ 民間で受け入れることができない施設であれば、例えば成果報酬型の手法の導入により、 うまく回るようになる施設もあるかもしれない。
- ・ 廃止等をするにあたっても、県民会館や図書館は前橋市、妙義青少年自然の家は富岡市 など、立地市町村とどれだけ連携ができるのか、どれだけ話し合う場所が持てるのかが重 要。
- ・ 県単独で存続させる施設については、県として意義やコンセプトを明確に持った上で維持する必要がある。再整備するのであれば、周りの市町村とどう連携して維持するのかということを根底において進めていくのがよい。
- ・ 設置してから長期間が経過した施設がほとんどであるため、その目的や方針をもう一度よく確認して、民間に移管するか等を決める必要がある。
- ・ 現地調査に行った施設は、「本当に必要なのか?」と思うような施設がほとんどであった。
- 今後、ほかの施設も目星をつけて検討したほうがよいのではないかと思う。
- ・ 民間に移管できる施設は積極的に移管してサービスを向上させていったほうがよい。今 回の中間報告の内容は、全体的には賛成。
- ・ それぞれの施設の方向性について、わかりやすいメッセージがあれば、様々な関係者が 納得できる。

(個々の施設について)

〇 群馬県民会館

- ・ ホールをバリアフリー化して、席の間隔を広くとるなどの工事をすると、2,000 人規模を保てなくなってしまう。Gメッセや高崎芸術劇場が大規模ホールとしての役割を担えばよい。
- ・ 図書館と一体化して、あの場所の建物を再整備したらよいのではないかと思う。
- ・ 小ホールや会議室は不要。仮に施設を残すのであれば、2,000 席のホールだけ残して 複合化ということになるが、そこまでやるかどうかは疑問。

○ 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク

- ・ どの施設も重要かもしれないが、群馬県の特徴を考えて、必要な施設を選んでいくことが重要。伊香保リンクはオリンピック選手を輩出するなど、群馬県の特徴として残しておくべき。
- ・ 最近指定管理者が変更になったことにより、利用者や収入も増加している。

○ ぐんまフラワーパーク

- ・ つくりは立派だが、きれいに維持できていない。財政的に余裕がある時代はこうした 施設を持っていることが正しかったかもしれないが、少子高齢化の進展を考え、無理し て持つ必要はないと割り切って考えることも重要。
- ・ ソフト面も重要。例えば、浜松市のフラワーパークの例では、園長が変わったら全てが変わったということ。収益だけだったら人を変えれば改善するかもしれないが、ハード自体の話は、それとは別に切り分ける必要があるかもしれない。

○ 敷島公園水泳場

- ・ 老朽化が進んでいるが、プールは今後何十年も利活用されるという理屈がある。
- ・ 小中学校のプールは民間に委託する流れに移っている。県で 50mのプールを整備することの必要性はあると思うが、例えばほかに県が所有する施設とセットで考えて、そこを削減することができるようになれば、敷島公園にプールを作って良かったということになる。

○ 県立図書館

- ・ 市の図書館と県の図書館は役割が違う。県の図書館は収益などでは計れない価値がある。県立図書館は、まだ伸びしろがあると思う。
- ・ ソフト面の課題が多い。前橋市と話を進めたほうがよい。

○ ぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)

- ・ わざわざ東京に店をおかなくても、ネットで情報発信・物販をすればそれで十分だと 思う。
- ・ ぐんまちゃん家には行ったことはないが、テレビやネットで群馬がよく紹介されているということも聞く。ぐんまちゃん家の建物自体はいらないと思う。メディアの対応は東京事務所に移してもよいのではないか。
- ・ お金をかけていい時代であればやっていてもよいが、やめるときの優先順位は高い。
- ・ マーケティング的に考えてあり得ない立地にある。アンテナショップとしてやるのであれば、ほかの場所にいったほうがよい。パブリシティの強化は必要だが、あの場所での活用が必要とは思わない。

○ 群馬県憩の森・森林学習センター

・ 最近キャンプ場などのニーズが高まっていることから、憩の森の敷地については、うまく行けば活用の方法はあると思う。県の条例などでの縛りもあると思うので、どの程度融通がきくのかなどを明確にすれば、民間からの提案も期待できる。

○ 緑化センター・附属見本園

・ 附属見本園は、廃棄物の最終処分場の上にある施設であるという性質から、地域の人

に受け入れられる施設であるべき。見本園を廃止した場合に、邑楽町にとって利益のない施設ができたら困ることになると思う。

○ 群馬県ライフル射撃場

- ・ 国体を開催するにあたっては、他県の施設を使っても良いのではないかと思う。
- ・ 約 10 億円の改修費が必要とされているが、利用者数が少なく、特殊な使われ方をされている施設。
- ・ フルスペックではなく、縮小した形での整備であればもう少し費用が抑えられる。どこまでやるべきかなどというところをもう少し検討する必要がある。
- ・ 県が改修する意義は少ない。もし改修するのであれば、受益者負担のような形を考え るのがよい。

第3回県有施設のあり方見直し委員会の概要

【開催日時】

令和3年2月9日(火)15:30~17:00

【開催方法】

ウェブ会議

【出席者】

委員6名(1名欠席)、事務局5名 ※欠席委員には事前に説明、意見聴取

【議事】

- 検討の経過
- ・ 見直しの方向性
- その他

【委員からの主な意見】

(全体)

- ・ 今回、いろいろな自治体を見る中でも、しっかり方向性を出している方だと思う。
- ・ 本来であれば、今回の施設だけでなく、全ての施設が受益者負担ということだと思う。 県としてもしっかり方針を出して、整理をしたほうが良い。
- ・ 建設当時とは環境が変わっている中で、県としてどのような方針でやってくかが重要。 そうしたことも踏まえ、もし施設を廃止するのであれば、これまで利用してきた人や、雇 用を得ている人などには、県がケアをしながら、廃止とすべき。
- ・ 「財政的に余裕がないから施設を廃止」ということに批判の声もあるが、現実問題として各自治体は基金を取り崩しながらコロナ対策に対応し、今後税収も大きく減る。施設の廃止などの方向性を決めるなら、今しかない。
- ・ 廃止などの方向性が決まった段階で、できる限り早期に施設を休館するなどして、少し

でも早く財政面での負担を減らすようにしたほうがよい。

・ 投資すべきポイントをもっと意識し、単純に費用を縮減するのではなく、お金をかけな くても質を下げないような仕組みを考えられるとよい。

(個々の施設について)

〇 群馬県民会館

- ・ 駐車場が少なくて駅からも距離があることから、使い勝手が悪くて車で行くには使い づらい施設という実感を持っていた。
- ・ デザインが素晴らしい施設だが、バリアフリーに対応するのが難しい構造。改修工事をすれば 2,000 席を維持できなくなる。前橋市が関わってくるとしても、今後も施設を 継続して利用するためには、課題が残されている。
- ・ 群馬県民会館は、隣接する県立図書館と一体で考えたほうがよい。群馬県民会館については、県やほかの市でも同じような施設が設置されている。県立図書館は、蔵書がもうキャパシティを超えているので、再整備が必要。一体的に考えれば、駐車場も広く使える。
- ・ 今回最終報告を出す段階で、情報を多く発信すれば、理解を得られることになると思 う。
- ・ 将来にわたって考えた場合、改修工事に 30 億円かけるということは、すぐに実行で きることではないと思う。前橋市と協議した上で、その結果を待つという方法でよいと 思う。
- ・ 情緒的ではなく、数字に基づいた客観的な分析をして、それを事務局が判断材料としたということだと思うので、その点がうまく伝わるとよい。「残してほしい」とか「なくしてほしい」といった感情から離れて検討してきたというのが、我々の役割のあり方であったと思う。
- ・ 前橋市民でなければ、思い入れはそれほどないのではないか。県内各地でホールが整備されているので、コンサートなどは地元のホールで鑑賞することが可能。
- ・ 駐車場の問題が大きいので、県と市が協力して、駐車場や公共交通機関の対応が考え られるとよい。駐車場は利用者からお金をとってもよい。
- ・ 県民会館のあるエリアをどうするのか、敷島のグランドデザイン策定と同じように、 長い目で見て、県と市で連携して検討することが必要。

○ 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク

・ 改修費9億円と毎年の1億5千万円の運営費を深く考えると、議会の収支の改善策を しっかり検討すべきという意見は当然のことかと思う。改善方法がいろいろあると思う ので、残す方向でよいのではないかと思う。

○ 敷島公園水泳場

・ 隣接する川原町のエリアと連動して、若者にとって魅力的なエリアになるとよい。人 が来てお金を落とす仕組みを作ることが必要。 駅から距離があるので、公共交通機関でのアクセス強化が必要。

○ 県立図書館

- ・ 県立図書館について、県立と市町村立の図書館は担うべき役割が違うのではないかという考えを持っている。文書館と一体化させて、拡充していくことは期待したいところ。県立図書館は雨漏りなどをしていて、予算が不足しているよう感じる。広く多くの方に利用される施設であると同時に、群馬県の歴史を残していく専門性のある施設。こうした部分も、大切にして、発展させていただきたい。
- ・ 図書館はまだ工夫の余地があるのではないかと感じた。文書館でもキャパシティがない、老朽化しているなどの問題を抱えている。もう少し力をいれてよい分野だと思う。 図書館を考える際には、併せて考えるのが戦略的には良い。

○ 群馬県憩の森・森林学習センター

・ 憩の森・森林学習センターや、緑化センター・附属見本園は、コンセッションを含めて検討ということでもよいのではないか。サウンディング等で確認できるので、今の時点で方向性を限定する必要はない。

○ 緑化センター・附属見本園

- ・ 東毛の外れのほうあり、設置した経緯も複雑。東毛の人が利用している施設というの が実感。ここに多額の県費を投入するのは疑問がある。
- あの場所に緑化の拠点機能を置かなくてもよいのではないか。

○ 群馬県ライフル射撃場

- ・ 方向性として練習に特化すれば良いのではないかと思うが、大規模大会への対応について、どうすればよいのかという印象がある。
- ・ 利用者の実人数が 100 人程度と考えると、ここに県費を投入するのはどうかと思う。 廃止した場合の競技者への影響が大きいとあるが、受益者負担でやったほうがよいので はないか。

3 施設の基本情報(個票)

県有施設のあり方見直し 施設の基本情報

施設の名称	群馬県民:	会館(ベイシア文化ホール)		
所在地	前橋市日吉町一丁目10-1	現在の運営方法	指定管理者	

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

地方自治法第244条の2第1項、群馬県民会館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則

(2)施設の役割

設置目的

県民の福祉の向上と文化の発展に資するため

設置当初の状況

県が明治100年事業の一環として、本県文化の殿堂として昭和46年に設置した。

(3)設置年月日等

設置年月日	昭和46年10月29日
敷地面積(所有者)	19,949.09㎡(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階地上5階 延床面積13,527.74㎡
建設費	1,844,845千円
備考	平成11年から12年 地下空調機・トイレ等大規模改修実施 20.84億円

(4)施設における実施事業

〇管理業務

- ・会館の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の利用承認及び取消し等に関する業務
- ・会館の休館日及び開館時間の変更等に関する業務
- ・施設等の利用料の収受等に関する業務
- ・施設の利用促進に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務 など
- ○自主事業(指定管理者の財源による芸術文化事業)

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

(千円)

/ // !!!	及の日本圧占に示る状	文(他改0)百姓	圧占に示る示り	成ノ		(1)
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	10,756	10,827	11,887	12,921	13,440
	行政財産使用料(土地·建物)	2	5	638	1,401	1,484
	レストラン・自販機等光熱水費	474	542	969	1,240	1,676
	ネーミングライツ料	10,280	10,280	10,280	10,280	10,280
歳	出(②)	133,709	127,385	127,970	128,541	125,442
	修繕費	5,628	3,583	4,168	4,739	3,853
	委託費	128,079	123,800	123,800	123,800	121,587
	テレビ電波用土地賃借料	2	2	2	2	2
歳み	・歳出の差額(①-②)	▲ 122,953	▲ 116,558	116,083	▲ 115,620	▲ 112,002
歳ノ	・歳出の主な増減理由	・平成29年度以 ・令和元年度: 新 託料の増額(補				

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

項目	金額(千円)	内容、必要な理由など	
①現状維持	1,450,000	金額は、長期保全計画の2020年~2029年で積算	
②機能向上(※)	3,009,008	大規模改修実施設計(平成30~令和元)による積算	
(※)施設の長寿命化に必要な最小限の改修であり、大きな機能向上は含まない。			

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	300,336	317,629	288,379	514,645	361,358
目標利用者数(人)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
施設稼働率(%)	58.7	60.0	59.8	77.1	60.1
稼働率対象施設(設備)	大ホール、小ホ	ール、展示室、	会議室、リハーヤ	ナル室	
利用者の主な増減理由	・平成28年度:前 ・平成29年度:フ	が橋市民文化会 大小ホールの天			∵め減少

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	ı	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	514,645	平成28年度:前橋市民文化会館の休館

他の伸進 ケルのりる兄	
分 類	事例
その他	◎秋田芸術劇場(秋田県、秋田市) ・県市が共同で、二つの施設を集約する連携文化施設を整備中 ・ホールや会議施設の一体的に整備を行うことで、整備費を縮減
廃止	◎福井市文化会館(福井市) ・建築から50年以上が経過し老朽化が進んでいるため、令和4年度末までの 移転新築を目指していたが、市財政状況の悪化により凍結 ・老朽化等に対する必要な改修を行う場合、約14億6千万円の費用と、2年の 休館を要する旨の報告を受けて、令和2年度末をもって閉館

施設の名称	群馬県総合スポーツセンター	伊香保リンク
所在地	渋川市伊香保町伊香保587-1 現在の運営方法	指定管理者

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

・スポーツ基本法第12条、群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 ・群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

(2)施設の役割

設置目的

本県のスケート競技及びアイスホッケー競技の拠点施設として、県民の体力の向上と健康の保持増進並びに競技力向上及び冬季スポーツの普及振興を図る。

設置当初の状況

昭和42年に伊香保町営で開設された伊香保ハイランドスケートセンターが経営困難により、平成11年3月末で閉鎖された。県内で唯一のスピードスケート用400mリンクを有していること、屋内リンクはアイスホッケーの拠点施設になっていることから、本県のスケート及びアイスホッケー競技の選手強化や競技大会の開催に必要な施設として平成11年8月10日に県に移管し、今日に至っている。

(3)設置年月日等

設置年月日	屋外リンク(昭和42年度)、屋内第1リンク(昭和43年度)、屋内第2リンク(昭和60年度)、リンクハウス(昭和43年度)、管理棟(昭和54年度)、機械室(昭和54年度)、競技運営棟(平成4年度)、審判棟(平成14年度)等
敷地面積(所有者)	54,553㎡(渋川市)
主な施設(床面積、階数等)	屋外リンク(1周400m)、屋内第1リンク(2,854㎡、2階建)、屋内第2リンク(2,772㎡、2階建)、リンクハウス(1,556㎡、平屋建)、管理棟(908㎡、2階建)、機械室(486㎡、平屋建)、競技運営棟(1,319㎡、3階建)、審判棟(130㎡、2階建)等
建設費	旧伊香保町当初建設時→屋外リンク: 17,850千円、屋内第1リンク: 46,415千円、リンクハウス: 30,230千円、管理棟: 137,400千円、機械室: 75,400千円、競技運営棟: 398,618千円県建設→屋内第2リンク: 318,010千円、審判棟: 13,303千円
備考	旧伊香保町→屋外リンク改修工事(昭和56年度):163,390千円、屋内第1リンク改修工事(昭和56年度):163,210千円、リンクハウス改修工事(昭和57年度):94,959千円 県→伊香保リンク整備工事(平成18年度):43,890千円、管理棟施設整備工事(平成18年度):16,275千円、屋外リンクアイスマット交換工事(平成22年度):67,200千円、屋内第1リンク改修工事(平成22・23年度):347,497千円、冷凍機システム更新工事(平成26年度):492,891千円

(4)施設における実施事業

屋外リンク、屋内リンク等の管理運営

2 管理運営コスト

)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)					(千円)	
	区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
		(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算額)
歳	入(①)	15,697	15,696	14,013	9,206	7,972
	使用料	15,553	15,612	13,934	9,115	7,871
	雑入(光熱水費)	144	84	79	91	101
歳	出(②)	216,108	160,772	171,905	97,591	100,019
	指定管理料	150,101	148,722	148,722	93,508	93,508
	修繕費	1,591	1,544	3,601	4,007	3,456
	工事請負費	64,416	7,193	17,234	76	2,916
	備品購入費	0	1,069	2,348	0	139
	委託費、役務・公課費	0	2,244	0	0	0
歳入	.・歳出の差額(①-②)	▲ 200,411	145,076	▲ 157,892	▲ 88,385	▲ 92,047
		・平成29年度か	ら指定管理者σ	変更に伴い、整	と氷業務を専門	業者に委託す
炸 7	・歳出の主な増減理由		ことなどで、指兌			
がく ノへ	・一成山ツエは坦烈珪田		、大規模な浄化	槽更新工事あっ	ったため、工事請	負費が例年と
		比較し、増加して	ている。			

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

7.後10千久内に必安な修備・以修・建自負用					
項目	金額(千円)	内容、必要な理由など			
①現状維持	335,000	リンクハウス雨漏り修繕、各リンク照明のLED化、整氷車更新 等			
②機能向上	575,617	リンクハウス建替			
合計	889,503	※①の雨漏り修繕に係る費用を除いた金額			

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

	区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間	利用者総数(人)	53,677	54,981	43,658	17,695	17,282
	有料利用者数(人)	47,638	49,457	40,133	16,667	16,009
	無料利用者数(人)	6,039	5,524	3,525	1,028	1,273
	利用者数(人)	50,000	20,000	20,000	19,000	19,000
施設	:稼働率(%)	107.4	274.9	218.3	93.1	91.0
稼働	率対象施設(設備)	屋内第1リンク、	屋内第2リンク	、屋外リンク		
利用		・平成29年度以降については、以下の取組により利用者が増加 (屋外リンク) 開館時間を拡大(H28:平日15~21時、土日祝9~21時→H29以降:開 館日すべて9~21時)、一般利用できる日数を増加(H28:年間12日→H29以降:基本、 開館日すべて) (屋内第1リンク) 開館期間の拡大(H28:9/1~3/31→H29以降:9/1~4/22) (屋内第2リンク) 利用再開(H28:開館なし→H29以降は10~2月)				

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	_	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	54.981	H30年度

分 類	事例
PFIによらない整備・運営	◎新潟市アイスアリーナ(新潟市) ショートトラック、カーリングなどの氷上競技の普及・振興等を目的として、 DBO(PFIと類似した)方式で整備、民間ノウハウを活用し、指定管理料なしで 運営【利用者数118,358人、利用料金収入117,595千円(平成30年度)】
PFIによらない整備・運営	◎岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場(岐阜県)・最西端に立地する屋外スケート場、夏はインラインスケート、フォットサル等で利用【利用者数82,282人、利用料金収入36,088千円(平成30年度)】・地元の恵那市も運営費用の一部を負担

施設の名称	ぐんまフラワーパーク(カネコ種苗ぐんまフラワーパーク)		
所在地	前橋市柏倉町2471-7 現在の運営方法	指定管理者	

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例

(2)施設の役割

設置目的

県民に花と緑に親しむ憩いの場及び花と緑に関する学習の場を提供するため。

設置当初の状況

大阪花博が平成2年に開催され、花と緑への関心が高まっている中で、平成4年に開園した。設置当初は近隣に競合する施設もなく多くの入園者があった。

(3)設置年月日等

- :	ME 177 - 7	
	設置年月日	平成4年4月23日
	敷地面積(所有者)	215,255㎡(群馬県)
	主な施設(床面積、階数等)	建築延べ床面積10,646㎡
	建設費	7,532,664千円
	備考	・夜間照明施設設置(平成15,16年 123,128千円) ・イングリッシュガーデン整備(平成15年 157,899千円) ・農産物直売所、軽食物販スタンド及び木製遊具の設置(平成29年 84,884千円(地方創生拠点整備交付金を活用))

(4)施設における実施事業

- (1)花と緑の普及啓発及び花きについての展示に関する業務
- (2) 園芸指導に関する業務
- (3)フラワーパークの運営等に関する業務
- (4)レストラン、売店、甘味処の運営に関する業務(自主事業)

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

(千円)

/ 他 記	気の官理連名に係る収	文(他設の官理)	連呂に徐る宗の	成人 成山		(十円)
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	5,253	5,238	174	165	180
	使用料	2,013	1,998	174	165	180
	ネーミングライツ	3,240	3,240	_	_	_
歳	出(②)	173,760	174,345	169,458	181,891	177,756
	指定管理料	168,838	167,290	167,290	167,290	159,429
	修繕費	4,922	7,055	2,168	14,601	18,327
歳入	・歳出の差額(①-②)	▲ 168,507	169,107	▲ 169,284	▲ 181,726	▲ 177,576
歳入・歳出の主な増減理由 財産使用許可)により歳入が増加。				トープン(行政		

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

TAR TOTAL BASINES CASCII					
項目	金額(千円)	内容、必要な理由など			
①現状維持	110,000	金額は平成22~平成30年度の修繕費実績から算定(今後10 年の合計)			
②機能向上	2,000,000	金額は概算(茨城県フラワーパークや浜松フラワーパークの例を基に算定)			
合計	2,110,000				

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	219,864	236,284	222,772	231,731	286,312
有料利用者数(人)	142,875	149,337	144,168	157,079	182,158
無料利用者数(人)	76,989	86,947	78,604	74,652	104,154
目標利用者数(人)	292,000	286,000	283,000	280,000	275,000
利用者の主な増減理由	遊具の減少や放	施設の老朽化等	により入園者数	が減少傾向であ	る。

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	300,000	
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	441,948	平成11年度

他の他追加来における元直に守の事例				
分 類	事例			
その他	 ◎茨城県フラワーパーク(茨城県) ・民間企業の経営感覚と自由な発想を活かしたリニューアルのリニューアル実施(R元~2年) ・全体事業費約20億円(地方創生拠点整備交付金を活用) ・リニューアル後の目標入園者数17万人(現在)→25万人(R4年) リニューアル後は収益性を向上させ独立採算制を目指す 			
その他	◎はままつフラワーパーク(静岡県浜松市) ・平成25年に元あしかがフラワーパーク園長が理事長に就任 ・3月~6月の変動料金制の導入(花の咲き具合によって、入園料を600円~ 1,000円に変動)及び夏場の入園料無料化 ・塚本氏就任前は、入園者数25万人前後で推移していたが、就任後は入園者数50万人まで増加 ・収入についても、就任前は3億円前後だったものが、就任後は7億円前後まで増収(入園者数、収入ともに現在微減傾向)			
民間への譲渡(民営化)	 ◎西予市野村農業公園施設(愛媛県西予市) ・第三セクターを指定管理者に指定し、管理運営を継続してきた。 ・民間事業者の企画カやノウハウを活用しながら、インバウンドを含めた交流人口の拡大につなげるため、民間事業者に対して施設を無償譲渡、土地を無償貸付して運営することが望ましいと判断 ・公募型プロポーザル方式により、譲渡先を決定(譲渡先:(株)ありがとうサービス(愛媛県今治市)) 			

施設の名称	敷島公園水泳場			
所在地	前橋市敷島町66	現在の運営方法	指定管理者	

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法、群馬県立公園条例

(2)施設の役割

設置目的

昭和25年(1950年)に県立公園の設置を行い、運動公園として本格的な陸上競技場を建設、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園として設置、屋内水泳場は平成8年に設置

設置当初の状況

昭和26年8月(1951年8月)、第3回関東対抗陸上競技大会が開催され、その後野球場、サッカーラグビー場、水泳場が完成し各種競技を行ってきた。

(3)設置年月日等

設置年月日	屋内50mプール:平成9年1月、屋外飛び込みプール:平成6年7月
敷地面積(所有者)	約13,000㎡
主な施設(床面積、階数等)	屋内:50mプール、屋外:飛込プール、25mプール、徒渉プール 等
建設費	約2,300,000千円
備考	平成28年:水泳場水連公認対応工事

(4)施設における実施事業

- ・関東高校水泳大会、関東中学校水泳大会、群馬県競泳選手権大会、群馬県水球選手権大会などの各種大会
- ・群馬県水泳連盟(競技委員会)による競泳合宿・拠点練習会などの練習会
- ・日本赤十字による水難救助講習会
- ・群馬県内外の大学による練習合宿など

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

(千円)

/他改め自己生日に休る状文(地故の自己生日に休る水の成八 版出/					(1 1/	
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	16,860	16,494	19,340	16,997	14,800
	使用料	16,860	16,494	19,340	16,997	14,800
歳	出(②)	516,628	967,376	469,489	899,428	358,196
	指定管理料	200,856	200,850	190,950	191,011	191,037
	修繕費	315,772	766,526	278,539	708,417	167,159
歳み	・歳出の差額(①-②)	499,768	▲ 950,882	450,149	▲ 882,431	▲ 343,396
	(水泳場収支)	▲ 152,375	▲ 168,747			
・施設の老朽化に伴い修繕費が増加傾向で平成30年度:水泳場可動屋根修繕平成28年度:水泳場水連公認対応工事平成27年度:水泳場可動屋根等				多繕 対応工事	5 .	

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

	10 7117 70 07	4
項目	金額(千円)	内容、必要な理由など
①現状維持の場合	3,275,200	金額は長寿命化計画及び過去の実績等から算出
②機能向上の場合	7,880,000	水泳場建替

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

/ 1 (Z)) 13/13 L (Z)					
区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	661,231	660,800	619,195	580,711	581,809
有料利用者数(人)	661,231	660,800	619,195	580,711	581,809
うちプール利用者(人)	87,720	96,060	90,698	81,530	83,300
目標利用者数(人)	590,000	580,000	560,000	530,000	510,000
施設稼働率(%)	76.3	76.7	68.2	68.6	64.8
稼働率対象施設(設備)	陸上競技場・補	助競技場・野球	場・テニスコート	· サッカー · ラク゛ヒ゛ー [‡]	易∙水泳場
利用者の主な増減理由	陸上競技場・補助競技場・野球場・テニスコート・サッカー・ラグビー場・水泳場 ・平成27年度、28年度は、可動屋根の修繕および塗装工事による施設休止に伴い、利用者が減少した。 ・平成30年度からは、マスターズの水泳大会の新規受入れを開始したため、利用者が増加している。 ・公園全体では、施設の品質向上や大会誘致・受入れ、テニスコートの個人利用者増加策に努め、利用者は増加傾向である。				

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	_	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	660,800	平成30年度

分 類	事例
PFIによる整備・運営	◎長岡屋内総合プール(新潟県) 平成20年オープン、年間施設利用者数は約215千人、年間利用料金収入は 124,502千円(平成27年度)
PFIによらない整備・運営	◎富士水泳場(静岡県) 平成14年オープン、年間施設利用者数は約117千人、年間利用料金収入は 22,543千円(平成28年度)
PFIによる整備・運営	水泳場について、栃木県、青森県、宮崎県等においてPFI方式(BTO)で整備を実施中(実施する予定)

施設の名称		県立図書館	
所在地	前橋市日吉町一丁目9-1	現在の運営方法	直営

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

社会教育法第9条、図書館法第10条、群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例

(2)施設の役割

設置目的

県民の教育と文化の発展に寄与する中核的な社会教育施設としての図書館サービスを提供する。

設置当初の状況

現在の新館が昭和53年7月にオープンし、初年度の登録者は7,729人、貸出人員30,487人、貸出冊数 58,215冊であった。

(3)設置年月日等

•	<u>, ICE 73 73 73 73 73 73 73 7</u>	
	設置年月日	昭和53年7月10日
	敷地面積(所有者)	7,931.99㎡(群馬県)
	主な施設(床面積、階数等)	6,691.69㎡、地上4階·地下1階建
	建設費	1,269,279千円

(4)施設における実施事業

- (1) 図書、CD等の収集・保存・貸出及び書誌・記事・判例等のOn-lineDBによる高度情報サービスの提供
- (2) 県内公共図書館、大学・学校図書館への支援・指導と、相互貸借システムの運営。
- (3) 群馬県民の読書活動推進に関する条例の具体的普及活動
- (図書館大会・講演会・講座等の開催、図書館未設置町村への図書の一括貸し出し等)
- (4) 子ども読書活動環境の整備(学校図書館支援等)

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

<u>) 他 i</u>	3の官理連名に係る収文(施設の官理連名に係る県の成人・成出)					<u>(十円)</u>
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	899	961	1,120	1,112	841
	使用料	5	5	5	5	5
	雑入(臨職社会保険料)	83	102	110	144	172
	雑入(コピー代他)	811	854	1,005	963	664
歳	出(②)	334,962	338,925	327,566	318,392	340,054
	常勤職員	159,419	164,312	158,695	160,490	169,288
	非常勤職員	39,771	39,720	43,246	43,118	41,072
	修繕費	7,133	4,729	13,742	9,218	29,319
	委託費	34,749	36,861	36,231	39,244	37,397
	管理·事業費	93,890	93,303	75,652	66,322	62,978
歳入		▲ 334,063	▲ 337,964	▲ 326,446	▲ 317,280	▲ 339,213
歳入	、歳出の主な増減理由	_				

(TIM)

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

項目	金額(千円)	内容、必要な理由など
①現状維持	110,164	書庫用エレベータ・設備の修繕ほか
②機能向上	18,020	地下室書架増設
合計	128,184	

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	240,388	255,077	252,797	244,501	185,637
無料利用者数(人)	240,388	255,077	252,797	244,501	185,637
利用者の主な増減理由 平成27年度は耐震化工事実施のため開館日数が例年の7割程度				建度	

(2)その他

<u> </u>		
区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	1	
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	449,596	平成13年度

Bの制造的 末においる元直し守の事例					
分 類	事例				
指定管理者制度	◎岩手県立図書館 平成18年の盛岡駅西口複合施設「いわて県民情報交流センター(アイーナ)」の完成、移転と合わせて、指定管理者制度(指定管理者: "結(ゆい)グループ"(㈱NTTファシリティーズ、㈱東北博報堂、鹿島建物総合管理㈱、(一社)岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業協同組合)を導入				
PFIによらない整備・運営	 ◎高知県・高知市図書館(オーテピア高知図書館) ・県立図書館と市民図書館本館、新点字図書館、こども科学館の4館を効率的に配置し、相互に連携を図る複合施設として整備 ・県立図書館と市民図書館本館は、役割分担を明確にしながら連携してサービスを提供することにより、県民・市民の読書環境・情報環境を充実を図る。 				
PFIによらない整備・運営	 ◎長崎県・大村市図書館(ミライon図書館) ・老朽化と蔵書収納スペースの不足により、県立図書館の移転場所が検討されてきたが、平成25年3月、大村市と長崎市の両市に機能を分散して新県立図書館を移転・新築する基本方針を提示 ・一般図書に関する業務を大村市立図書館との合築で新県立図書館を新築・移転して行い、歴史的に貴重な史料に関する業務は長崎市に「長崎県立図書館郷土資料センター(仮称)」を設置 				

施設の名称	県立妙義青少年自然の家			
所在地	富岡市妙義町諸戸1106	現在の運営方法	直営	

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、群馬県青少年自然の家の設置及び管理に 関する条例

(2)施設の役割

設置目的

青少年の心身ともに健全な育成に資するため

設置当初の状況

豊かな自然の中での活動、また集団宿泊体験などを通じ、子どもたちの健全育成に寄与する施設として、大きな役割を担ってきた。

(3)設置年月日等

設置年月日	昭和46年8月1日
敷地面積(所有者)	16,807㎡(富岡市から無償借受)
主な施設(床面積、階数等)	事務室、会議室、宿泊室,体育館等(2,231㎡、2階建)
建設費	104,189千円
備考	男子宿泊棟・体育館耐震化等(平成21年度)、妙義青少年自然の家に名称変 更(平成22年度)、トイレ・浴室等改修(平成22年度)

(4)施設における実施事業

- (1)施設管理運営(安全・安心で効率的な施設設備の管理及び利用者の受入)
- (2)親子体験活動(親子登山、親子キャンプ等)
- (3)自然体験活動(利用学校指導者研修会、冬期ホリデー事業(門松つくり、おきりこみ、ピザ等)等)
- (4)宿泊自然体験活動(キッズアドベンチャー:小学生4~6年生を対象とした長期宿泊型の自然体験)
- (5)青少年ボランティア養成
- (6) 青少年ボランティア体験(中・高校生を対象とした施設ボランティアの受入れ)
- (7)青少年自立支援:妙義フレンドリークラブ(様々な要因により社会と上手く関われない青少年等を対象とした体験活動事業)

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

(千円)

ا تار، ۱۰	MCKO 1 TELL TO KO COLON OF THE TOTAL OF THE					
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	1,566	2,019	2,191	1,793	2,003
	使用料	967	1,362	1,451	966	1,214
	雑入(行政財産使用に伴う光熱水費収入)	599	657	740	827	789
歳	出(②)	63,173	64,275	64,525	73,546	66,358
	常勤職員	52,064	51,652	52,276	53,723	53,903
	非常勤職員	1,620	1,573	1,531	1,473	1,494
	管理事業費	9,489	11,050	10,718	18,350	10,961
歳ノ	人・歳出の差額(①-②)	▲ 61,607	▲ 62,256	▲ 62,334	▲ 71,753	▲ 64,355
平成28年度は、PAS(柱上気中負荷開閉器)更新工事、寝具一式更新等歳入・歳出の主な増減理由 実施による管理・修繕費の増。※管理・事業費に特別維持整備費・総務調費・財産管理費(長寿命化)を含む。						

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

7 及 1 1 - 2 文 5 1 1 4 1 2 1 2 7 1 1					
項目	項目 金額(千円) 内容、必要な理由な				
①現状維持		宿泊棟・食堂等雨漏り修繕、アスベスト対応、ボイラー更新、 体育館屋根防水修繕、厨房トイレ改修、畳更新、布団更新 ほか			
②機能向上 134,49		空調更新・増設、トイレ改修工事、厨房機器更新、集いの広場 防水修繕、照明のLED化、水道管取替工事、テーブル・椅子 更新、研修室屋根塗装 ほか			
合計	221,477				

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

ノール	一及加切作的自然						
	区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	
年間利用者総数(人)		10,730	12,190	13,035	13,137	15,038	
	有料利用者数(人)	3,186	3,914	5,142	3,612	4,116	
	無料利用者数(人)	7,544	8,276	7,893	9,525	10,922	
目標	[利用者数(人)	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	
施設	は稼働率(%)	15.1	15.7	17.8	18.1	21.1	
稼働	南率対象施設(設備)	宿泊室					
利用]者の主な増減理由	・平成28年度は安中市の小学校に利用学年の変更があったため減少した。 ・平成29年度以降は、高崎市が独自の施設を開設したため、高崎市管内の学校利用が大幅に減少した。 ・当所では林間学校等の学校利用が主であるため、児童生徒数の減少の影響を受けている。					

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	1	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	20,024	平成11年度

分 類	事例
PFIによる整備・運営	◎栃木県 みかも山公園内(栃木市岩舟町)に新施設を整備。完成後に芳賀青年の家 及び大平少年自然の家を廃止する計画
民間への譲渡(民営化)	◎少年自然の家跡施設等(静岡県沼津市) 「少年の家」を現代的にリノベーションし複合宿泊施設(泊まれる公園「INN THE PARK」)としてオープン

施設の名称	ぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)				
所在地	東京都中央区銀座7-10-5 The ORB Luminous 1階・2階 現在の運営方法 直営(一部業務委託)				

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

(2)施設の役割

設置目的

- ①首都圏に向けた本県の魅力や観光等の総合的な情報発信拠点
- ②県産の加工品や工芸品等の物産販売及び本県の食を発信するための飲食提供

設置当初の状況

群馬には自然や文化、温泉、農産物など魅力ある観光資源がたくさんあるにもかかわらず、全国的には知名度が低いという調査結果がある。来県する観光客からも印象が薄い県との指摘を受けることから、首都圏に向けて本県の魅力を総合的にアピールしてイメージアップと知名度の向上を図り、本県への観光誘客や企業誘致を図る戦略拠点として、平成20年7月に開所

(3)設置年月日等

設置年月日	開業日:平成20年7月4日(移転後の開業日:平成30年7月25日)
敷地面積(所有者)	一(入居施設)
主な施設(床面積、階数等)	1階:物販(床面積173.80㎡)、2階:レストラン及び県事務室(床面積269.95㎡)
建設費	平成30年移転の内装工事費: 64,986千円

(4)施設における実施事業

- ①首都圏に向けたパブリシティ活動(直営)
- |②物産販売及び飲食提供(業務委託) ※委託料は無償

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

(千円)

/ // /		7 (00 IX ** II * I		MAX 1 MA III /		(1 1 37
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	1,590	1,228	2,896	2,536	6,272
	委託業者からの納付金	1,590	1,228	2,896	2,536	6,272
歳	出(②)	153,883	255,141	234,021	184,859	173,558
	事業費	29,754	62,538	38,055	46,073	42,114
	事務所借上費	70,224	76,118	143,739	78,454	74,593
	人件費	53,905	51,499	52,227	60,332	56,851
	移転先内装工事費		64,986			
	・歳出の差額(①-②)	▲ 152,293	▲ 253,913	▲ 231,125	▲ 182,323	▲ 167,286
歳刀	・歳出の主な増減理由	平成29,30年度	は移転に伴い	事務所借上費と	内装工事費が増	網

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

	1 F 1 F 7 F 7	4.15
項目	金額(千円)	内容、必要な理由など
①現状維持	1,500	令和2年度修繕(エアコンなど)予算計上額500千円×残り3年 (賃貸契約令和4年まで)を計上
②機能向上	_	_
合計	1,500	

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	332,996	256,997	491,920	365,748	447,879
目標利用者数(人)	350,000	350,000	420,000	500,000	500,000
利用者の主な増減理由	・平成28年度の くカウントしたた ・平成30年度の ため閉店してい 分に浸透してい	め 減少理由:4~6 たことのほか、1	月の間、店舗移 多転前との通行		レに係る工事の

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	_	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	577,207	平成25年度

Ī	施設の名称	群馬県憩の森・森林学習センター		1-1/ /-3
	所在地	渋川市伊香保町伊香保637	現在の運営方法	直営

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県憩の森設置及び管理に関する条例

(2)施設の役割

設置目的

森林の持つ優れた環境と森林学習施設を通して、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深めるとともに、県民の保健及び休養に役立てる。また、近年では地球温暖化防止等に果たす森林の役割がますます重要視される中で、森林環境教育及び森林ボランティアの養成・支援の拠点施設としても機能を発揮している。

設置当初の状況

森林での体験活動や森林学習等を通して、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深めるとともに、県民の保健及び休養に役立てることを目標に、林業研修所(宿泊施設)及び森林学習展示館が設置された。(宿泊業務は平成15年度末まで)

(3)設置年月日等

設置年月日	昭和55年4月1日
敷地面積(所有者)	365,470㎡(渋川市)
主な施設(床面積、階数等)	1,535.11㎡(研修館;921.41㎡、森林学習展示館;613.70㎡)
建設費	309,680千円
備考	土地は渋川市から借用

(4)施設における実施事業

1 展示•研修

森林学習に関する展示、林業研修のフィールドとして活用

2 森林環境教育の推進

県民を対象に自然とのふれあいや森林学習の機会提供、技術習得を目的として次の行事を開催

- (1) 森であそぼう森で学ぼう教室(年8回)
 - 小学生の親子を対象に森林環境学習等を実践
- (2) 憩の森自然講座(年6回)

森林の体験学習を通して森林の役割を理解

- (3)森林観察会(自然観察会)(年9回)
 - 森林内生物の多様性を観察会を通して理解
- 3 森林ボランティア活動支援

森林ボランティア支援センターを運営し、安全講習会、体験会、交流会、森林整備器具の無料貸出し、 HPによる情報提供等により森林ボランティア団体等の活動を支援するなど森林ボランティアの拠点として活用

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)

(千円)

	区 分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	238	291	220	209	242
	行政財産使用料	190	197	130	132	126
	雑入	48	94	90	77	116
歳	出(②)	9,287	7,747	10,083	13,144	58,718
	非常勤職員	3,131	3,230	4,814	6,703	6,728
	委託費	547	537	639	618	4,182
	その他運営費・事業費	5,609	3,980	4,630	5,823	47,808
歳入	·歳出の差額(①-②)	▲ 9,049	▲ 7,456	▲ 9,863	▲ 12,935	▲ 58,476
歳入	、・歳出の主な増減理由	平成27年度につ	ついては、耐震コ	事を実施		

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

項目	金額(千円)	内容、必要な理由など
①現状維持	6,000	給排水工事及び建具・照明等の更新(管財課 利活用方針)
②機能向上	1,000	木育遊具の設置等
合計	7,000	

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	12,183	12,442	12,517	11,962	11,919
無料利用者数(人)	12,183	12,442	12,517	11,962	11,919

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	_	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	12,517	平成29年度森林環境教育拠点等の機能が定 着

分 類	事例		
指定管理者制度	◎県民の森梵殊山「県立自然ふれあいセンター」(青森県) 指定管理者:青森県森林組合連合会		
廃止	◎二十一世紀の森施設(山口県) キャンプ場、ロッジ、森林学習展示館、自然観察歩道、野鳥の森など整備した森林公園。平成23年3月に廃止。一部施設を萩市に譲渡		
指定管理者制度	◎森林研修センター情報交流館(高知県)指定管理者:情報交流館ネットワーク		

施設の名称	緑化センター・附属見本園	
所在地	邑楽郡邑楽町大字中野3924-1 現在の運営方法 直営	邑楽郡邑楽町大字中野3924-1

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県行政組織規則第8条、群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例

(2)施設の役割

設置目的

(緑化センター)

県の総合的かつ効率的な緑化推進の拠点施設として、森林・緑に関する普及啓発、緑化技術指導、平地林対策、緑化団体との連携調整等の機能に加え、植物園的な整備による教養施設、保健休養の森林等の整備を図り、全県規模で利用される施設として整備

(附属見本園)

森林の持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健休養の場として広く県民の利用に供する。

設置当初の状況

(緑化センター)

- ・群馬県平坦地域の森林の減少など「緑の喪失」は、生活環境の悪化となることから、緑地保全及び緑化の推進を図る総合的かつ効率的な推進拠点として設置された。
- ・センター本館の立地する開園時の土地(1.8ha)は、邑楽町(地権者)から無償貸借(土地使用貸借契約書第2条)を受けており、貸借期間は緑化センターの存続する期間(同5条)となっている。
- ・また、町の承認を得ない同土地の第三者への貸付け及び使用目的の変更は禁止されている(同8条)。 (附属見本園)
- ・都市化の進展により緑が少なくなっていく平坦地においては、平地林を保全する気運が高まりつつあった。そこで平成10年に本県で開催された「全国植樹祭」の記念事業として、新たに平地林を造成した。

(3)設置年月日等

設置年月日	緑化センター(昭和58年4月1日)、附属見本園(平成10年5月26日)
	緑化センター1.8ha(邑楽町有地)、附属見本園2.0ha(県有地)+1.7ha(民有地)、計5.5ha
主な施設(床面積、階数等)	緑化センター本館及び倉庫(平屋建て)404㎡、屋外トイレ18.36㎡、計422.36㎡
建設費	緑化センター108,000千円、附属見本園361,000千円、計469,000千円
備考	緑化センターが緑化センター附属見本園を一体的に管理している。

(4)施設における実施事業

県民を対象に各種緑化講座等の開催や専門職員による緑の相談室を開催し、緑化の推進や啓発普及を図るとともに、県や市町村の職員を対象に緑化や病虫害防除、平地林の研修会等を開催し、技術の普及向上を図る取組を実施している。

緑化センター実施事業のうち、森林や樹木園などを活用するメニューについて、附属見本園で実施している。また、森林環境教育などの場所としても活用している。

2 管理運営コスト

	設の管理運営に係る収支(施設の管理運営に係る県の歳入・歳出)				(千円)	
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	8	8	8	8	8
	行政財産使用料	8	8	8	8	8
歳	出(②)	25,720	28,728	28,591	29,491	25,953
	常勤職員	8,598	8,515	8,799	8,961	8,487
	嘱託職員、事務補助員	7,520	7,548	7,476	7,445	7,407
	野外作業員	1,730	1,680	1,478	1,640	1,608
	管理運営費	7,872	10,985	10,838	11,445	8,451
	施設整備費	0	0	0	0	0
歳ノ	・歳出の差額(①-②)	▲ 25,712	▲ 28,720	▲ 28,583	▲ 29,483	▲ 25,945

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

項目	金額(千円)	内容、必要な理由など		
①現状維持	3,000	屋根塗り替え 機能の維持		
②機能向上	_			
合計	3,000			

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	34,633	35,155	29,669	33,285	38,264
無料利用者数(人)	34,633	35,155	29,669	33,284	38,264
利用者の主な増減理由	気象状況(夏季	の高温等)によ	るもの		

(2)その他

7 1 12		
区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	30,000	昭和54年緑化推進施設整備事業計画書
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	41,839	平成26年度

他の部追所来における光色に守の事例					
分 類	事例				
指定管理者制度	◎岩手県緑化センター(岩手県) NPO法人緑の相談室(盛岡市)が指定されている。				
廃止	◎山梨県緑化センター(山梨県)・事業を県内各施設に分散して開催する等、緑化に関する事業の実施方法を見直し、平成26年末に山梨県緑化センターを廃止・山梨県造園建設業協同組合が、緑の教室や緑化相談などの内容をリニューアルした「緑の相談所」の委託を受け事業実施				
廃止	◎佐賀県緑化センター 平成25年に廃止、跡地を佐賀市が公園として整備				

施設の名称	群馬県ライフル射撃場		
所在地	北群馬郡榛東村大字上野原 字吾妻山2番17	現在の運営方法	指定管理者

1 施設の概要

(1)施設の設置根拠(法律、条例等)

スポーツ基本法第12条、群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例

(2)施設の役割

設置目的

ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱技術の習 得並びに射撃技術の向上を図る。

設置当初の状況

あかぎ国体の会場として昭和56年に整備した県内唯一の競技ライフル射撃場である。

(3)設置年月日等

設置年月日	昭和56年4月
敷地面積(所有者)	11,732㎡(榛東村)
主な施設(床面積、階数等)	射撃場(733.70㎡、2階)、トイレ(12.88㎡、平屋)
建設費	149,900千円

(4)施設における実施事業

ライフル射撃場の管理運営

2 管理運営コスト

(1)施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

' / //L	/地区の日生生日に下る大文 / 小地区の日生生日に下る木の成の 成日と記載 (11)/					
	区分	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳	入(①)	441	424	455	387	402
	使用料	441	424	455	387	402
歳	出(②)	3,535	7,747	7,588	2,529	4,797
	指定管理料	2,278	2,257	2,257	1,877	1,877
	修繕費	391	291	0	0	0
	使用料及び賃借料	652	652	652	652	652
	備品購入費	0	0	0	0	0
	工事請負費	214	4,547	4,679	0	2,268
歳	入・歳出の差額(①-②)	▲ 3,094	▲ 7,323	▲ 7,133	▲ 2,142	▲ 4,395
歳	入・歳出の主な増減理由	・指定管理料は	、平成29年度に	所要経費を再算	算定して増額をし	<u>,た。</u>

(2)今後10年以内に必要な修繕・改修・建替費用

7次10十次1110分支6104 次10 产品资用				
項目	金額(千円)	内容、必要な理由など		
①現状維持	98,288	・屋根防水、外部建具・電気設備・給排水設備等の改修経費を計上 ・但し、耐震化工事費、空調設備設置費、合併浄化槽設置、 競技規定を満たすために必要な施設(覆道式・電子標的設置) 改修費を含まない。		
②機能向上	969,590	・耐震基準を満たしておらず、設置後39年を経過して全体的に著しく老朽化しているため、施設の耐震化、空調設備設置、合併浄化槽の設置等の改修(改築)経費を計上・大会競技規定に沿った施設基準を満たす施設(覆道式化・電子標的導入)に改修するための経費を計上		
合計	969,590	※①を除いた金額(②機能向上による改修(改築)をする場合、①現状維持の費用は不要となるため)		

3 利用の状況

(1)年度別の利用者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	1,123	1,116	980	820	911
有料利用者数(人)	1,123	1,116	980	820	911
目標利用者数(人)	1,200	1,200	1,200	1,000	1,000
施設稼働率(%)	93.6	93.0	81.2	82.0	91.1
稼働率対象施設(設備)	射擊場				
利用者の主な増減理由 平成29年度は国体の関東ブロック大会が開催され、競技練習及び大会で多く の利用があった。					

(2)その他

区分	人数	年度、考え方など
①設置当初に計画していた利用者数(人)	_	_
②過去20年間で最多年度の利用者数(人)	1,212	平成23年度

分 類	事例
PFIによらない整備・運営	◎茨城県営ライフル射撃場 1972年に開設され、2017年に全面リニューアルオープン、2019茨城国体ライフル射撃競技等の会場として使用
PFIによらない整備・運営	◎岐阜市民総合体育館射撃場(岐阜市)・エアライフルの練習場、国体は特設会場で対応、大きな大会は愛知県の施設を利用・ビームライフルは、岐阜メモリアルセンター(岐阜市)の第2トレーニング室で定期的にレッスン会を実施
PFIによらない整備・運営	◎SAGAサンライズパークエアーライフル射撃場(佐賀県) エアライフル、ビームライフル各13射座を整備、国体は大分県立庄内屋内競技場で開催する予定
PFIによらない整備・運営	◎庄内屋内競技場(大分県)・平成4年に全天候型のライフル射撃場として開館。射場は、ライフル射撃のほか、テニス、卓球などにも利用・県の指定管理料負担はなし(運営費用は由布市が負担)。